

生念處菩薩等所等のものは所持の蓮上に安ぜられたり。

十字一鈷、二の獨鈷を十字形になしたるもの、胎藏曼荼羅金剛部院金剛拳菩薩の持し給ふ所なり。

劍 梵名羯伽 *Khadga* 金剛界曼荼羅西方阿彌陀如來四親近の一なる金剛利菩薩、胎藏曼荼羅中臺八葉院の普賢菩薩、同遍知院の大安樂不空眞實菩薩、七俱胝佛母尊、大勇猛菩薩、同五大院の無動尊、嚩日羅呼金剛、閻摩德迦尊、同蓮華部院の大隨求菩薩、同虛空藏院の虛空藏菩薩、千手千眼觀自在菩薩、惠波羅蜜菩薩、蘇悉地羯羅菩薩、同蘇悉地院の不空供養菩薩、一髻羅刹菩薩、同釋迦院の勝佛頂、同文殊院の鄔波髻使者、同外金剛部院の毘樓勒又天王、夜叉持明を始め、馬頭明王、無能勝明王、大輪明王等の持する所、但し普賢菩薩、勝佛頂等所持のものは蓮華上に安置せらる。

戰茶劍 藥師如來十二神將の一なる金毘羅大將、素藍羅大將等の持する所なり。

鈇 梵名 *Parasi* 斧の大なるもの、

斧 梵名 *Ksurapa* 鈇の小なるもの、又

鈇斧 と云ふ。此の三蓋し同形の器物と見なして考ふべきものか。胎藏界曼

荼羅釋迦院の無能勝、同虛空藏院の千手千眼觀自在菩薩等の諸尊は鈇を持し、同遍知院の七俱胝佛母尊は斧を持すと云ふ。但し甲經に鈇と云ふもの、乙軌に鈇と云ひ、丙書に鈇斧とするあり。古來諸經軌の説、或は此の三者混同して用ひしが如し。

鈇斧鈎 胎藏界曼荼羅蓮華部院の大隨求菩薩の持し給ふ所なり。

鈇鋒鈎 胎藏界曼荼羅蘇悉地院の一髻羅刹菩薩の持する所なり。

戰茶鈇 藥師十二神將中の安陀羅大將の持する所なり、

戟 胎藏界曼荼羅虛空藏院の千手千眼觀自在菩薩、同釋迦院の精進波羅蜜菩薩等を始め、馬頭明王、無能勝明王の持する所なり。

三鈷戟 三股の戟、大唎明王、大輪明王等の持する所なり。

刀 胎藏界曼荼羅外金剛部院の涅槃帝王、成就明仙衆、仙女及び金剛界曼荼羅外院二十天中の抱刀毘奈夜迦等の持する所なり。

鉢 胎藏界曼荼羅五大院の嚩日呼金剛、同外金剛部院の提頭賴吒天王、大梵大王、大自在天王、鳩摩利伊舍那天后等、及び藥師如來十二神將中の彌佉羅大將等の持する所なり。

金剛鋒 胎藏界曼荼羅金剛部院金剛鋒菩薩の持する所

三鈷鉞 胎藏界曼荼羅金剛部院の金剛鈷女菩薩、同虚空藏院の不空供養菩薩等の持する所なり。

鋒鑿 胎藏界曼荼羅金剛部院の月厭忿怒尊、同外金剛部院の伊舍那天后等の持する所なり。

鉞鎗 胎藏界曼荼羅五大院の降三世尊、閻摩德迦尊、同釋迦院の無能勝、同蓮華部院の大隨求菩薩等の持する所なり。

鉞戟 胎藏界曼荼羅釋迦院如來燦乞底の持する所なり。案ずるに鉞、金剛鋒、三鈷鉞、鋒鑿、鉞鎗、鉞戟等、恐らく同類相似の武器たるべしと雖も、今且らく、一一の別名を擧ぐ。

棒 胎藏界曼荼羅五大院の閻摩德迦尊、同文殊院の五大使者、同外金剛部院の自在天、羅刹天、羅刹童女等の持する所なり。

如意棒 三十臂の彌勒菩薩の持し給ふもの、廿五菩薩迎接衆中の三昧王菩薩亦寶棒を持せり。

鈎 金剛界曼荼羅三十七尊中四攝菩薩の一なる金剛鈎菩薩、同外院二十天中の金剛面天、胎藏界曼荼羅遍知院の大安樂不空眞實菩薩、同釋迦院の無能勝、摧碎佛頂、同虚空藏院の千手千眼觀自在菩薩、不空鈎觀自在菩薩、同外金剛部院の拘摩羅天等の諸尊、並に准胝菩薩及び藥師如來十二神將の一なる眞持羅大將等の持する所なり。但し此の中、摧碎佛頂、不空鈎觀自在菩薩等所持のものは蓮華上にあり。

鐵鈎 胎藏界曼荼羅虚空藏院の忿怒鈎觀世音菩薩の持する所

三鈷鈎 馬頭明王の持する所

金剛鈎 尊勝佛頂、五字文殊菩薩等の持する所なり。鈎、鐵鈎、三鈷鈎、金剛鈎、此れ亦恐らく略同類のものなるべきも、且らく各別に列擧す。

索 又絹索とも云ふ。金剛界曼荼羅三十七尊中の四攝菩薩の一なる金剛索菩薩、胎藏界曼荼羅遍知院の大安樂不空眞實菩薩、七俱胝佛母尊、同五大院の無動尊、嚩日羅咩金剛、同蓮華部院の不空絹索菩薩、大隨求菩薩、披葉衣菩薩、同虚空藏院の千手千眼觀自在菩薩、忿怒鈎觀世音菩薩、不空鈎觀自在菩薩、力波羅密菩薩、同蘇悉地院の不空供養菩薩、一髻羅刹菩薩、同文殊院の光網菩薩、同外金剛部院の水天等の諸尊、並

に大唎明王、及び藥師如來十二神將の一なる照頭羅大將等の持する所なり。而して其の索形に就きては、普通の繩索形と、索頭を獨股杵の形となせるものと、蛇索形のもの等の別あり。

鏢 金剛鏢菩薩の持する所なり。

弓 梵名 *Dhanu*。胎藏界曼荼羅五大院の嚩日羅吽金剛、同遍知院の大安樂不空眞實菩薩、同虛空藏院の千手千眼觀自在菩薩等の持する所なり。

箭 梵名 *Sara*。金剛界曼荼羅三十七尊中阿闍如來の四親近の一なる金剛愛菩薩、胎藏界曼荼羅五大院の嚩日羅吽金剛、同遍知院の大安樂不空眞實菩薩、同虛空藏院の千手千眼觀自在菩薩等の諸尊、並に五祕密の一なる欲金剛菩薩等の持する所なり。其の餘金剛界曼荼羅外院二十天中の抱弓箭毗那夜迦、胎藏界曼荼羅外金剛部の微闍耶天王、並に藥師如來十二神將の一なる毘伽羅大將等も亦同じく弓箭を持せり。

榜排 千手千眼觀自在菩薩の持する所なり。

甲冑 胎藏界曼荼羅遍知院の大安樂不空眞實菩薩の持する所なり。

ハ道具等類とは、梵篋、輪、軍持、胡瓶、寶珠、鉢、數珠、幢、幡、摩竭幢、杖、幡、錫杖、仙杖、楊柳杖、白拂、孔雀尾蓋、寶冠、華鬘、釧、玉環、鏡、塗香器、香爐、水囊、寶印、金盤、酒器、羯磨、鎮壇等の類是れなり。

梵篋 又梵經、梵甲とも云へり。貝葉、樺皮等の梵本の經篋に名づく。但し之に實際の貝葉經を圖せるもの、他、卷子の經を持せるもの、折本の經を持せるもの、又は箱に入れられたる經を持せるもの等、圖様必ずしも一定ならず。胎藏界曼荼羅中臺八葉院の文殊師利菩薩、同五大院の般若菩薩、同遍知院の七俱胝佛母尊、同蓮華部院の大隨求菩薩、同文殊院の五字文殊菩薩、同虛空藏院の千手千眼觀自在菩薩、同除蓋障院の悲發生菩薩等諸尊の持する所なり。

寶篋 又單に篋と云ふ。胎藏界曼荼羅虛空藏院の千手千眼觀自在菩薩、金剛界曼荼羅三十七尊中、大日如來四親近の一なる羯磨波羅蜜菩薩、同金剛波羅蜜菩薩、同阿彌陀如來四親近の一なる金剛利菩薩等の持する所なり。

輪 梵名 *Chakra*。又金輪、金剛輪とも稱す。多くは是れ八輻輪なるを以て、具に八輻金剛輪等の名あり。是れ金剛界曼荼羅三十七尊中、西方阿彌陀如來四親

近の一なる金剛因菩薩、胎藏界曼荼羅遍知院の七俱胝佛母尊、同五大院の閻曼德迦尊、同蓮華部院の如意輪菩薩、大隨求菩薩、同金剛部院の金剛輪持金剛菩薩、同虛空藏院の千手觀音、供發意轉輪菩薩、蘇悉地羯羅菩薩、同釋迦院の最勝佛頂、同外金剛部院の那羅延天等、並に其の他一字金輪、六臂如意輪觀音、十二臂如意輪觀音、三十臂彌勒菩薩、轉法輪菩薩、大輪明王等諸尊の持する所なり。此の中大隨求菩薩、供發意轉輪菩薩、最勝佛頂轉法輪菩薩等所持のものは、孰れも蓮上に安ぜられたり。

四角金輪 金剛界曼荼羅三十七尊中、大日如來四親近の一なる寶波羅蜜菩薩の持する所なり。

瓶 梵名は軍持 クヌディカ *Kundika* 又深瓶或は深罐とも稱す。雙口の水瓶なり。玄應音義十四に「君持、經中に或は軍遲に作る。此に瓶と云ふなり。謂はく雙口の深罐なり。律の文に錫鏝に作るは非なり」と云へる是れなり。胎藏界曼荼羅中臺八葉院の彌勒菩薩、同遍知院の七俱胝佛母尊、同蓮華部院の毗俱胝菩薩、不空罽索菩薩、同虛來藏院の千手千眼觀自在菩薩、同蘇悉地院の十一面觀自在菩薩等、並に同外金剛部院の大梵天王、火天等、其の他十臂如意輪觀音、慈氏菩薩等諸尊の持する所なり。

胡瓶 鳥頭の瓶に名づく。胎藏界曼荼羅虛空藏院千手觀音等の持する所なり。

寶瓶 梵名羯羅舍 カラスヤ *Kalasa* 又賢瓶、吉祥瓶、如意瓶とも云ふ。元と寶を容るる瓶に名づく。賢は即ち善の意にして、能く善福を生じ、所願を満足せしむるが故に即ち其の稱あり。是れ胎藏界曼荼羅遍知院の七俱胝佛母尊、同除蓋障院の賢護菩薩、同外金剛部院の瞿曇仙、阿詣羅仙等の持する所なり。二臂彌勒尊亦此の瓶を持する所なり。

寶珠 梵名摩尼 マニ *Mani* 略して寶又は珠と云ふ。而して其の珠數は、或は一個なるあり、或は三個なるあり、三個なるは、或は三瓣寶珠と稱す。金剛界曼荼羅三十七尊中、大日如來四親近の一なる寶波羅蜜菩薩、胎藏界曼荼羅遍知院の大安樂不空眞實菩薩、同釋迦院の光聚佛頂、如來愍、如來捨、同文殊院の寶冠菩薩、同虛空藏院の千手千眼觀自在菩薩、同蘇悉地院の不空供養菩薩、同地藏院の寶印手菩薩、地藏菩薩、同除蓋障院の折諸熱惱菩薩等の持する所、又藥師如來、虛空藏菩薩、三十臂の彌勒菩薩等亦此の寶珠を持することあり。此の中、寶波羅蜜菩薩、光聚佛頂、折諸熱惱菩薩等の持する所のものは、孰れも蓮上に安ぜらる。

如意寶 梵名眞陀摩尼 Cintamani. 具に如意寶珠と稱し、又明月眞珠とも名づく。元と海中の龍王が額上に持する所の明珠にして、意の如く寶を雨らすことを得と傳へらる。胎藏界曼荼羅蓮華雖院の如意輪菩薩、同釋迦院の虚空藏菩薩、高佛頂、如來寶、同虚空藏院の千手千眼觀自在菩薩等の持する所、其の他二臂如意輪觀音、六臂如意輪觀音、三十臂の彌勒菩薩、一髻文殊菩薩、藥師十二神將の一なる照頭羅大將、婆耶羅大將等亦之を持す。中に就きて虚空藏菩薩、高佛頂、如來寶、二臂如意輪一髻文殊菩薩等の持するものは、孰れも蓮上にあり。

青寶 梵名摩訶尼囉 Mahāni. 具に大青珠とも云ふ。是れ胎藏界曼荼羅遍知院の大安樂不空眞實菩薩、七俱胝佛母尊、大勇猛菩薩等の持する所なり。

赤寶 梵名鉢摩羅伽 Puspariga. 具に赤光珠と云ふ。是れ胎藏界曼荼羅除蓋障院の日光菩薩の持する所なり。

白珠 是れ何の寶なるやを詳にせず。四臂如意輪菩薩の持する所なり。

鉢 梵名鉢多羅 Patra. 食器なり。胎藏界曼荼羅虚空藏院の千手千眼觀自在菩薩、同外金剛部院の阿伽羅伽仙、毗紐女等の持する所、其他地藏菩薩等亦之を持するこ

とあり。

數珠 數珠鬘又は念珠とも稱す。胎藏界曼荼羅遍知院の大安樂不空眞實菩薩、七俱胝佛母尊、同蓮華部院の如意輪菩薩、毗俱胝菩薩、同虚空藏院の千手千眼觀自在菩薩、同蘇悉地院の十一面觀自在菩薩、同外金剛部院の火天等の持する所、其の他四臂六臂十臂の如意輪觀音、三十臂の彌勒菩薩、不空罽索觀音等の諸尊、亦之を持することあり。

幢 梵名 Divya. 旗旛の一種、其の竿頭に如意寶を安するもの、之を寶幢又は如意寶幢とも稱す。胎藏界曼荼羅遍知院の大安樂不空眞實菩薩、七俱胝佛母尊、同蓮華部院の大隨求菩薩、同文殊院の鈎召使者、同地藏院の除蓋障菩薩等の持する所なり。廿五菩薩迎接衆中の白象王菩薩亦之を持せり。

幢幡 幢の柄に幡を着けたるもの、幡は梵語に Pataka と云へり。金剛界曼荼羅三十七尊中、南方寶生如來四親近の一なる金剛幢菩薩、胎藏界曼荼羅文殊院の使者女、同地藏院の地藏菩薩、同外金剛部院の風天等の持する所なり。廿五菩薩迎接衆中の藥王菩薩亦之を持せり。此の中地藏菩薩の持する所のは、蓮上に安せら

れたり。

杖幡 胎藏界曼荼羅の外金剛部院風天の持する所なり。

風天幢 胎藏界曼荼羅文殊院の文殊師利菩薩使者同外金剛部院の風天童子等の持する所なり。又

風幢上に伏菟形 あるものあり。月曜星等の持する所なり。

摩竭幢 幢頭に摩竭魚を安ずるに由りて即ち其の稱あり。是れ五祕密の中の愛金剛菩薩の持する所なり。

檀拏幢 又人頭幢と名づく。幢上人頭形を安ずるに由りて即ち其の稱あり。

是れ胎藏界曼荼羅外金剛部院の閻魔天、閻魔后、太山府君等の持する所なり。

花幢 廿五菩薩迎接衆中の大自在王菩薩の持する所なり。

玉幡 廿五菩薩迎接衆中の藥上菩薩の持する所なり。

錫杖 梵名喫棄羅 *Khakkhara* 是れ胎藏界曼荼羅虚空藏院の千手千眼觀自在菩薩の持する所、其の他八臂の不空罽索觀音等の持する所なり。

仙杖 是れ胎藏界曼荼羅外金剛部院の火天、同虚空藏院の婆蘇大仙、同外金剛部

院の火天、阿底嚩仙、毗哩瞿仙等の持する所なり。

揚柳杖 是れ一髻文殊菩薩の持する所なり。

天扇 是れ摩利支天の持する所なり。

白拂 是れ胎藏界曼荼羅釋迦院の虚空藏菩薩、觀自在菩薩、同虚空藏院の千手千眼觀自在菩薩等の持する所、又八臂不空罽索觀音及び藥師十二神將中の因達羅大將等亦之を持することあり。

如意 是れ佛眼曼荼羅中の除蓋障菩薩の持する所なり。

孔雀尾 又孔雀羽とも云ふ。胎藏界曼荼羅蘇悉地院の孔雀王母菩薩の持する所なり。

傘蓋 梵名は *Chakra*、其の白傘蓋は、金剛界曼荼羅外院二十天中の傘蓋毗那夜迦胎藏界曼荼羅釋迦院の白傘蓋佛頂等の持する所なり。

幡蓋 廿五菩薩迎接衆中の普賢菩薩の持する所なり。

強蓋 八大明王中の步擲明王の持する所なり。

寶冠 梵名 *Ratnamukuta*、是れ胎藏界曼荼羅文殊院の寶冠菩薩の持する所なり。

華鬘 鬘は梵名 *Malya*. 是れ金剛界曼荼羅三十七尊中八供養菩薩の一なる金剛鬘菩薩、同外院二十天の一なる華鬘毘奈夜迦、胎藏界曼荼羅遍知院の七俱胝佛母尊、同蓮華部院の大吉祥大明菩薩、前使者等の持する所なり。

釧 梵名 *Vajra*. 又玉環とも云ふ。是れ胎藏界曼荼羅虚空藏院の千手千眼觀自在菩薩の持する所なり。

鏡 梵名 *Adarsa*. 是れ胎藏界曼荼羅虚空藏院の千手千眼觀自在菩薩の持する所、其の他三十臂の彌勒菩薩、藥師十二神將中の素監羅大將、摩尼羅大將等亦之を持することあり。

塗香器 金剛界曼荼羅三十七尊中、八供養菩薩の一なる金剛塗香菩薩の持する所なり。

香爐 金剛界曼荼羅三十七尊中、八供養菩薩の一なる金剛燒香菩薩の持する所なり。

燒爐 金剛界曼荼羅三十七尊中、八供養菩薩の一なる金剛燈菩薩の持する所なり。

水囊 胎藏界曼荼羅虚空藏院の額波羅蜜菩薩の持する所なり。

寶印 梵名 *Ratanamudra*. 胎藏界曼荼羅虚空藏院千手千眼觀自在菩薩の持する所なり。

瑠璃壺 藥師如來の持する所なり。中に阿迦陀藥を入る。又大寶瑠璃藥とも云へり。

金盤 胎藏界曼荼羅虚空藏院の忍波羅蜜菩薩の持する所なり。

盤 胎藏界曼荼羅外金剛部院の遮文茶の持する所なり。

器盤 又切波杯と云ふ。胎藏界曼荼羅外金剛部院の伊舍那天の持する所なり。

酒器 胎藏界曼荼羅外金剛部院の常醉天の持する所なり。

羯磨鎮壇 胎藏界曼荼羅金剛部院の持妙金剛菩薩の持する所なり。

ニ鳴物類とは鈴、鐸、商佉、笛、鼓、銅鈸子、琵琶、篳篥等の類是れなり。

鈴 其の柄の端か、獨胡、三胡、五胡等の形を爲すに依りて、或は金剛鈴、三胡鈴、五鈸鈴等の別あり。是れ金剛界曼荼羅三十七尊中、東方阿閼如來四親近の一なる金剛薩埵菩薩、同四攝菩薩の一なる金剛鈴菩薩、胎藏界曼荼羅遍知院の大安樂不空眞實

菩薩、同五大院の轉曰羅呼金剛、同虚空藏院の千手千眼觀自在菩薩等の持する所、其の他五祕密金剛薩埵、拘摩羅天子、及び藥師十二神將の一なる因達羅大將等亦之を持することあり。

鐸 胎藏界曼荼羅虚空藏院の千手千眼觀自在菩薩の持する所なり。其の他、三十臂の彌勒菩薩、及び藥師十二神將の中の婆耶羅大將亦之を持することあり。

商佉 梵名 *Shankha*、螺又は螺貝と稱す。胎藏界曼荼羅遍知院七俱胝佛母尊、同虚空藏院の千手千眼觀自在菩薩、同釋迦院の無量聲佛頂、同外金剛部院の迦樓羅天等の持する所、其の他三十臂彌勒菩薩亦之を持せり。

笛 是れ胎藏界曼荼羅外金剛部院の歌天、摩睺羅伽衆、迦樓羅女等の持する所なり。又廿五菩薩迎接衆中の法藏菩薩亦之を持せり。

鼓 胎藏界曼荼羅外金剛部院の摩睺羅伽、鼓天等の持する所なり。又廿五菩薩迎接衆中の定自在王菩薩亦之を持せり。

金鼓 是れ胎藏界曼荼羅の外金剛部院の鳩槃荼衆の持する所なり。

腰鼓 是れ廿五菩薩迎接衆中の師子吼菩薩の持する所なり。

鼗鼓 是れ廿五菩薩迎接衆中の日光王菩薩の持する所なり。

擊鼓 是れ廿五菩薩迎接衆中の月照王菩薩の持する所なり。

鏡 是れ廿五菩薩迎接衆中の衆寶王菩薩の持する所なり。

銅鈸子 胎藏界曼荼羅外金剛部院の樂天の持する所なり。

琵琶 胎藏界曼荼羅外金剛部院の辯才天の持する所、又廿五菩薩迎接衆中の光明王菩薩の持する所なり。

箜篌 廿五菩薩迎接衆中の山海慧菩薩の持する所なり。

鳳頭箜篌 柄頭に鳳首形あるもの、是阿摩醯觀音の持する所なり。

箏 廿五菩薩迎接衆中の金藏菩薩の持する所なり。

琴 廿五菩薩迎接衆中の金剛藏菩薩の持する所なり。

笙 廿五菩薩迎接衆中の德藏菩薩の持する所なり。

銓 廿五菩薩迎接衆中の華嚴王菩薩の持する所なり。

ホ雜とは、日輪、月輪、光、火焰、雲、光明山、宮殿、塔、佛頂、毫相、眉眼、耳鼻、舌、口、牙、臍、馬陰、藏、化佛、闍維、寶師子等の類是なり。

日輪 金剛界曼荼羅三十七尊中南方寶生如來四親近菩薩の一なる金剛光菩薩
胎藏界曼荼羅虚空藏院の千手千眼觀自在菩薩の持する所又藥師如來の脇士なる
日光菩薩十二天の一なる日天等の諸尊亦之を持せり。
月輪 胎藏界曼荼羅虚空藏院の千手千眼觀自在菩薩の持する所なり。又十臂
如意輪觀音菩薩藥師如來の脇士なる月光菩薩及び地藏菩薩等の諸尊亦之を持す
ることあり。

半月形 胎藏界曼荼羅文殊院の月光菩薩同外金剛部院の月天、月曜等の持する
所なり。此の中月光菩薩所持のものは青蓮華上に安ぜられ、月曜所持のものは形
上兔形あり。

光形 胎藏界曼荼羅釋迦院の如來毫相の持する所にして蓮花上に安ぜらる。
火炎 是れ熒惑天の持する所なり。

五色雲 胎藏界曼荼羅虚空藏院の千手千眼觀自在菩薩の持する所なり。

光明山 胎藏界曼荼羅蓮花部院の如意輪菩薩の持する所なり。

宮殿 胎藏界曼荼羅虚空藏院の千手千眼觀自在菩薩の持する所、三十臂の彌勒

菩薩亦蓮華の上に安ぜられたる七寶宮殿を持せり。

塔 是れ彌勒菩薩の持する所なり。

佛頂 胎藏界曼荼羅地藏院の不空見菩薩の持する所にして蓮上に安ぜらる。

光聚佛頂尊亦之を持せり。

毫相 三十臂の彌勒菩薩の持する所にして蓮華上に安ぜらる。

如來眉形 三十臂の彌勒菩薩の持する所にして蓮華上に安ぜらる。

如來眼 三十臂の彌勒菩薩の持する所にして蓮花上に安ぜらる。

如來耳 三十臂の彌勒菩薩の持する所にして蓮花上に安ぜらる。

如來鼻 三十臂の彌勒菩薩の持する所にして蓮花上に安ぜらる。

佛口 三十臂の彌勒菩薩の持する所にして蓮華上に安ぜらる。

如來舌 金剛界曼荼羅三十七尊中、西方阿彌陀如來四親近の一なる金剛語菩薩、
胎藏界曼荼羅釋迦院の如來舌尊等の持する所、三十臂の彌勒菩薩亦之を持せり。

此の中釋迦院の如來舌、並に彌勒菩薩所持のものは、俱に蓮上に安ぜらるるも、特に
釋迦院の如來舌は舌上更に三鈷金剛杵あり。

舌唇 胎藏界曼荼羅釋迦院の如來語菩薩の持する所なり。

牙 胎藏界曼荼羅遍知院の大安樂不空眞實菩薩、同金剛部院金剛牙菩薩、同釋迦院の如來牙尊等の持する所なり。此の中、金剛牙菩薩及び如來牙尊の持する所は、俱に蓮上に安せらる。

如來臍 三十臂の彌勒菩薩の持する所なり。

馬陰藏 三十臂の彌勒菩薩の持する所なり。

化佛 胎藏界曼荼羅虛空藏院の千手千眼觀自在菩薩の持する所なり。

獨體 胎藏界曼荼羅虛空藏院の千手千眼觀自在菩薩の持する所なり。

寶師子 三十臂の彌勒菩薩の持する所なり。

已上は、祕藏記諸説不同記、阿婆縛抄等に依りて略記する所にして、若し詳細に尋檢せば、異説參差、且つ脱漏多かるべしと雖も、今は唯其の名を列するに止むる耳。

第三節 法 器

一 莊嚴具 道場を莊嚴する諸佛具を云ふ。佛壇、厨子、天蓋、灌頂幡、華鬘等の類是

なり。此の中

佛壇 とは、堂殿中、佛菩薩等を奉安する壇場なり。而して本邦上代に於ける南都古大寺に在りては、堂内は土間にして、其の壇は、多く

石壇又は土壇 なり。聖德太子傳私記卷上に「金堂三間四面、二階、又裳階あり〔板葺〕外陳の四面に各戸一本あり、内陳の南正面は戸三本、餘の三面は各戸一本なり。石壇長□□、四面は連子なり」と云ひ、藥師寺緣起に「金堂一宇、二重二閣、五間四面、長さ七丈八尺五寸、廣さ四丈一尺、柱の高さ一丈九尺五寸なり。佛壇の長さ三丈三尺、廣さ一丈六寸、高さ一尺八寸あり。馬瑙を以て鑿石と爲し、瑠璃を以て地敷と爲す」と云へる其の例なり。中古以後、堂内を土間とせず、板張等と爲るに及び石壇に代ゆるに木造の壇 を以てするものあるに至りぬ。然るに其の壇の形様に就きて、其の方形長方形の下基、上面の四方は突出して廣さも、其の中央腰部に當る所、漸く細まりて狭きもの之を

須彌壇 と稱す。是れ本と須彌山に象れるが故なり。壇上には寶欄あるを常とす。聖德太子傳私記に「西間の須彌壇の阿彌陀三尊」など見えたり。

寶閣 諸堂殿の尊像は、壇上に安置するを通規とするも、異例として寶閣厨子、龕等の中に安ぜらる。寶閣とは、所謂小形の寶樓閣なり。法隆寺伽藍緣起并流記資財帳に「宮殿像一具金泥押出千佛像」と云ひ、大安寺伽藍緣起并流記資財帳に「宮殿像一具金泥銅像」と云ひ、阿彌陀院資財帳に「阿彌陀淨土變一鋪寶殿一基漆八角高二具一具千佛像一具三重千佛像」と云ひ、蓋頂に金の花形一抔を居ゆ、八角に金の鳳凰形八口を居く、各雜さ一丈六尺三寸。裏には大蓮華形一枚を著く、並に金銀墨を以て、飛鳥雲花等の玉の幡を昨へたり。柱八枝並に金銀墨を以て、鳥花等の形を畫く。基二階上階は池磯に形を畫作す。柱八枝並に金銅を鑲せる臂金を著く、并に飛菩薩等の形を畫く、下階は連子瑠璃地を敷き、邊に金銅を鑲せる臂金を著く、高欄の上には金花八抔を居く、阿彌陀佛像あり、金銅を鑲せる臂金を著く、得大勢至菩薩像一軀以上二菩薩并に雜玉の寶冠あり、右三座一軀、觀世音菩薩一軀、並に雜玉の寶冠あり、各樂器を持す。の佛菩薩は、並に鑲金色なり。音聲菩薩像十軀、並に雜玉の寶冠あり、各樂器を持す。羅漢像二軀、各香爐を持す」と云ひ、西大寺資財帳に「居六角殿、漆高六尺、蓋表裏柱肩柱等に並に繪あり、其の扇六具、裏に菩薩像の繪あり」と云ひ、六角漆殿二字、各高さ六尺、長さ六尺五寸、廣さ三尺五寸なり、宇指張赤紫綾錦綠、蓋上に鳳形一頭を立つ、椽の

端には別に花玉を坐へ、玉幡六流、長さ五尺七寸、糸幡四總を懸く。蓋の裏には花鏡一を著く」と云へるが如き其の例なり。但し其の宮殿樓閣の形に就きては、必ずしも一定の形様無かりしが如し。

厨子 佛又は聖教等を安置する小き屋形のものなり。聖德太子傳私記に「次に東戸に向て厨子あり、推古天皇の御厨子なり。其の形腰細なり、蓋し須彌座。玉蟲の羽を以て銅の彫透の唐草の下に之を臥す、此は橘寺滅滅の時に送る所の者なり。内に一萬三千佛坐す（高七尺）。其の内に金銅の阿彌陀三尊（古帳に釋迦像云云）御す。其を盜人取りて光二ツ許殘す所なり、此の内に白檀の四天王坐す、盜人を誅せんが爲に誓願を成立して、遂に其の願を成就し造る所の像なり。次に西戸の方に厨子あり、黒漆、須彌座、光明皇后の母なる橘大夫人の造る所なり。内に彌陀三尊あり（古帳に彌勒三尊云云）金銅を以て地に敷きて波文を作り、中に蓮花三本を生じ、其の上に三尊を坐せしむ、太子已後の者なり、高さ八尺」とあり。又西大寺資財帳に「厨子七基并に漆塗、二基各長さ二尺五寸、廣さ一尺一寸、高さ二尺一寸。金銀を以て繪く所、水精の玉を居き、角別に金銅の脇金を押す、内に褥各二條を敷く、表の兩面は錦裏は

布と云ひ、廣隆寺資財校替實錄帳に「厨子肆基壹基、高四尺、北堂にあり、大般若經を納る、壹基、高三尺、堂町倉に在り、鼠小々食ひ損ず、壹基、高二尺、同倉にあり、壹基、高四尺、政所廳に在り」と云へる是れなり。尙ほ西大寺資財流記帳に依るに、當時一切經は皆厨子の内に納めありき。

佛龕 龕中に佛像を案ずるもの、慈覺大師の入唐新求聖教目錄に「檀龕涅槃淨土一合檀龕西方淨土一合等」と云へる是れなり。此の種の作物にして一に枕本尊等と稱せられ、弘法大師請來と傳へらるもの、現に高野山等に珍藏せらる。予今私に案ずるに諸堂殿内に安置せらるべき本尊、脇士等の諸尊像は、道場内の壇場に安置せらるるを法となす。厨子、佛龕等に安置せるは、本と是れ僧房持佛堂等に安置する爲に造顯せられしものならざるか。所謂橋夫人念持佛と云ひ、弘法大師枕本尊と稱せらるる、其の名の由來する所、亦爾く推考すべきに似たり。南海寄歸傳第三臥息方法の條下に云はく「又復た僧房の内に、尊像を安ずることあらんに、或は臆上に於てし、或は故に龕を作る。食坐の時には、像の前は、布幔を以て遮障す。朝朝洗沐して毎に香華を薦め、午午虔恭して餐に隨て奉獻す。經の箱は、格て一邊に在り。

臥する時は、方に別に居る。南海諸洲の法も亦此に同じ。斯は乃ち私房尋常禮敬の軌なり。其の寺家の尊像は、並に悉く別に堂殿あり」と是れ義淨三藏か、當代に於ける印度、並に南海諸洲の風儀を記したるものなるが、我が國上古の俗亦正に然りしが如し。中古以後、法隆寺金堂内に、厨子小佛像の安ぜられたる如きは、是は孰れも他の諸寺の廢滅に際し、此の種私房等に安置されたる佛像等が、隨時奉安さるるに至りしものにして、金堂本來の佛像にあらざるは、勿論なりと知るべし。而して此等厨子、龕等は、敢て莊嚴具と云ふには非らざれども、後代に至りては、時に厨子中に安ぜられたる佛像を以て本尊とするものも之れ有るに至れるを以て、便宜茲に一言せるのみ。

御斗帳 廣隆寺資財校替實錄帳に「佛御斗帳壹基、黒漆、金泥、高さ八尺、廣長各一丈八尺、白銅の惹花形あり、今、校するに、地藏に在り、天蓋少々破る、天皇女御從四位下藤原朝臣息子奉納、大使の御息所。同帳合帷一具、各四副、長さ六尺五寸、表横の楷に蛇舌一條あり、長さ四丈三尺、今校するに白木の辛櫃一合に全納す、南寶藏に在り。尙侍從三位源朝臣全子奉納」と云へる是れなり。但し今普通に斗帳と稱するは、神佛

の龕などに垂るる小さきトバリを云へり。

天蓋 蓋に種種ある中、佛堂殿の内、本尊上にあたり、天井より釣り下げらるる蓋を云ふなり。其の形は、方形なるあり、六角形なるあり、圓形なるあり、八角形なるあり。又雲煙重疊して蓋の形を爲すあり。四邊に幡を取りつけたるあり。瓔珞を附するあり、又寶網を結びたるあり。又種種の彩畫を施せるあり、天人等の形を付けたるあり。其の形式莊嚴必ずしも一定ならざるなり。大安寺伽藍緣起并流記資財帳に「合蓋貳具各着小幡四頭並法物」と云ひ、法隆寺伽藍緣起并流記資財帳に「合蓋壹拾壹具。佛分肆具一具。法分漆具。壹具。紫者右癸巳十月廿六日仁王會納賜飛鳥宮御宇天皇者」と云ひ、聖德太子傳私記卷上に「佛壇は土壇なり。石灰を漆る。三間の佛に皆大坐あり。坐一つに三尊坐し給ふ。三間に木天蓋あり。皆採色なり。絢天蓋なり、瓔珞を垂る。今は之れ無し。天蓋毎に人形十六ありて樂器を持し、衆鳥十六あり、皆瓔珞を加へたり、今は之れ無し」と云ひ、又西大寺資財流記帳に「六角蓋漆上に彩色の鳳形を居き、緑の端毎に鸚鵡形を居き、雜玉幡を懸く。小幡六流、各長さ四尺七寸、金銀銅裁物并に雜玉を以て飾る」と云ひ、又天井蓋二枚（表は赤紫の細布、并に蛇

舌裏は辛紅の細布、長さ各一丈四尺、廣さ四尺四寸」とあり。此の他天蓋に種種特のものあり。中に就きて

三昧耶戒壇天蓋 は、之れ密家に於て、三昧耶戒場に用ゆる所のものにして、其の形は八角若しくは四角なり。四方四隅の藏手には、小幡を懸く、其の幡は、身四坊あり。各坊中に金剛界三十七尊中、五佛を除ける餘の三十二尊の三昧耶形を畫く。即ち東方幡には、阿閼佛の四親近なる薩王、愛喜の四菩薩、南方幡には、寶生佛の四親近なる寶光、幢笑の四菩薩、西方幡には、阿彌陀佛の四親近なる法利、因語の四菩薩、北方幡には、不空成就佛の四親近なる業護、牙拳の四菩薩の三昧耶形を畫き、又東南方幡には、金剛喜、金剛波羅蜜、金剛香、金剛鉤の四菩薩、西南方幡には、金剛鬘、寶波羅蜜、金剛華、金剛索の四菩薩、西北方幡には、金剛歌、法波羅蜜、金剛燈、金剛鎖の四菩薩、東北方幡には、金剛舞、業波羅蜜、金剛塗香、金剛鈴の四菩薩の三昧耶形を畫けり。又灌頂内道場に用ゆる天蓋に二種あり、其の中

金剛界大壇上の天蓋 は、略して金天蓋とも云ふ。注進醜醒寺三寶院並遍智院灌頂道具繪様等三昧耶戒道具事に依るに、其の大きさは、長廣俱に五尺五寸ありと云

ふ。蓋裏には、中央に金輪佛頂、四方に白傘蓋、火聚、發生、勝佛頂の種子を安ず。

胎藏法大壇上の天盖　は、略して胎天盖とも云ふ。蓋裏には、中央に毗盧遮那佛、四方四隅に光聚、廣生、白傘蓋、勝、尊勝、發生、寂勝、無邊聲佛頂等九尊の種子を安ぜり。

次に天盖に非ずして、龍頭の竿頭に懸けて捧持して用ゆる蓋の類を擧ぐれば

庭蓋　其の形四角にして、其の蓋の巖手の四方には、アケマキを着く。龍頭の竿に懸けて之を用ゆ。注進醍醐寺三寶院並遍智院灌頂道具繪様等三昧耶戒道具事に具に其の圖を出せり。蓋の柄は七尺二寸五分、尻に金物あり、口一寸二分なりと云へり。又

赤蓋　及び

白蓋　是れ密家に於て、灌頂の時使用するもの、赤蓋は、弟子、阿闍梨を蓋ふに用ひ、白蓋は阿闍梨、弟子を蓋ふに用ひらると云ふ。注進醍醐寺三寶院並遍智院灌頂道具繪様等三昧耶戒道具事に依るに、其の大きさ中長廣一尺五寸一分、縁三寸三分あり、四方の角にアケマキを懸く、其のアケマキの長さ七寸にして、赤蓋には赤色、白蓋には白色を用ゆと記せり。瞿醯壇多羅經卷下に「新淨の白傘を辨じ、上に於て華鬘を懸

く」と云ひ、一字佛頂輪王經第五に「又二人をして一は紫の傘蓋を持して阿闍梨の頭上を蓋ひ、二は白傘蓋を執りて、水壇の上に於て灌頂人の頭上を蓋ふ」と云ひ、陀羅尼集經第四に「次に二弟子を遣はし、各一蓋を擎げしむ。一は紫、一は緋なり。緋蓋は諸弟子を蓋ひ、紫蓋は阿闍梨を蓋ふ」とあるに依れば、又紫蓋等の用ひられしを知る。廣隆寺資財校替實錄帳に「白蓋壹拾肆條」とあり。

傘蓋　梵名 Chhatra. 柄ある蓋を云ふ。是れ王者の五種莊嚴の一に計へらる、五種とは、冠、蓋、劍、扇、屐なり。増一阿含經第四十八に「王群臣と七寶車に乗し、五物を以て幟と爲す、寶冠、羽蓋、劍、扇、寶屐なり」と云ひ、佛阿毘曇經卷上に「時に頻婆沙羅王、遙に佛を見たてまつりて、即ち五種の莊嚴を却く、是の如き、寶衣冠、傘蓋、寶劍、寶莊團扇、寶革屐なり」と云へり。印度に遺存する雕刻、繪畫に於て、王者の像には、執れも侍者傘蓋を執りて傍に侍するを見る。佛の形像に於ても、亦此の傘蓋を以て佛身を覆ひ奉れるものあるを見る。アジャンター窟殿の壁畫中に、佛師子座に坐して說法し給ふ一圖ありて、傘をもつて上を覆ふも、そは天盖にあらで傘蓋なるが故に、傘柄を顯に畫き出せるを見る。塔上に傘蓋を立てて供養するは、蓋し佛在世に傘蓋を用ひ

たまひしが故に、滅後も亦此の物を以て供養し奉れるものなること、其の意知るべし。然るに此の傘蓋の製作に就きては、其の形状並に其の材料等は、意樂に隨て種の異ありしが如し。摩訶僧祇律第二十二に「蓋とは樹皮蓋、多羅葉蓋、多梨葉蓋、竹傘蓋、壘傘蓋、孔雀尾蓋、是の如き等の種種能く雨日を遮するもの皆傘蓋と名づく」と云へり。且つ又僧衆等の雨具用等として、樹皮蓋、樹葉蓋、竹蓋等の使用を許せしこととは、同書第三十二、同第三十九等に見へたり。

寶頂 法隆寺伽藍緣起并流記資財帳に「合阿彌陀佛寶頂壹具、表子料黒紫羅裏赤紫羅長七尺二寸、廣二幅、右天平五年歲次癸酉、納賜平城宮者」と云ひ、興福寺流記、中金堂院の條に「玉寶頂三具」と云ひ、同西金堂の條に「寶頂一具、金銅珠玉を以て鑄る、延暦記云、金銀裁物、寶蓋に金銅被物、曹甲玉幡八流あり」と云ひ、近長谷寺資財帳に「寶帳二具之中、錦寶頂一具、方三尺五寸、白絹一具、方三尺五寸、足幡八流、長谷之中、錦四流、白四流、寶頂瓶四九、長寶頂張木捌枝、長二尺六寸」と云へる是れなり。又法隆寺東院流記資財帳には「合高座寶頂貳具、身黒紫綾祕錦順地古錦交飾、頂木金塗鍍銅、鑄着小鏡二面、合寶頂懸木錦袋貳口、二幅、祕錦長各一丈三尺」とあり。蓋し案ずるに寶頂とは未

だ何物なるやを詳かせず。或は是れ寶頂蓋の略にして、蓋の頂上には寶珠形を置けるものなるべしと云ふ。法隆寺東院流記資財帳並に近長谷寺資財帳の文より見れば、當に然るべきが如し。而も法隆寺資財帳に「長七尺二寸、廣二幅」と云ひ、興福寺流記に「玉寶頂等」と云ふもの、其の意未だ明ならず。聊か疑を存する所なり。

灌頂幡 略して灌頂と稱す。幡の一種なり。法隆寺伽藍緣起并流記資財帳に「合法分灌頂幡壹拾肆具、十二具、人人奉納者。祕錦灌頂壹具、右養老六年歲次壬戌十二月四日、納賜平城宮御宇天皇者。金涅銅灌頂壹具、右片岡御祖命、賜不知納時」と云ひ、大安寺伽藍緣起并流記資財帳に「合灌頂幡壹拾貳具。組大灌頂一具、右は前岡本宮御宇天皇、庚午の年を以て納め給ふ者。繡大灌頂一具、右は飛鳥宮御宇天皇、癸巳の年十月廿六日を以て、仁王の爲め納め給ふ者。祕錦大灌頂一具、右平城宮御宇天皇、養老六年歲次壬戌十二月七日を以て納め給ふ者。灌頂九具、右は人人納め奉る」と云へる是れなり。灌頂幡とは、其の名の由來する所また深く之を考へず。或は灌頂大王所用の幡の意にして、帝王の用ひ給ふより起れる所の稱呼なる可きか。幡 手足ある幡に名づく。其の小なるは小幡とも云へり。大安寺伽藍緣起并

流記資財帳に「合小幡貳佰壹拾參頭佛物八十五の中、廿八は羅、一は唐錦、廿八は紫、廿八は緑なり。法物百廿八の中、一百は唐羅、廿八は四色の綾なり」と云ひ、西大寺資財流記帳に「幡八流、各自身は紫、綠、赤、黑、紫、足は四あり。各長さ一丈四尺六寸、廣さ一尺五寸」と云へる是れなり。此の種の幡、西域地方の遺物の現存するに徴するに、其の由來する所甚だ古きを知るべし。

玉幡 寶玉を瓔珞として莊嚴したる幡に名づく。其の幡の手足は、皆三條の珠玉連より成れり。注進醍醐寺三寶院並遍智院灌頂道具繪様等三昧耶戒道具事に依るに、其の幡、身に三坊あり。上坊は頗梨珠中坊に水精、下坊に青瑠璃あり。手の長さ五寸、足の長さ二尺五寸あり。龍頭の竿に懸く。其の龍頭は頭より頸まで三寸二分、頸より下六寸三分あり、鑄物にして滅金を塗り、柄は紫檀にて作り、長四尺五寸、口八分にして、金物を加ふと云ふ。

庭幡 是れ露地に用ひらるる大幡なり。注進醍醐寺三寶院並遍智院灌頂道具繪様等三昧耶戒道具事に依るに、其の幡、身四坊あり、手の長さ二尺、足の長さ七尺、廣さ四寸あり。龍頭の竿に懸く。竿長さ一丈二尺、三寸口一寸六分ありと云へり。

糸幡 其の幡の手足、糸條より成るものに名づく。注進醍醐寺三寶院並遍智院灌頂道具繪様等三昧耶戒道具事に「庭糸幡、如法結構嚴重之時被用之云云」とあり。其の幡、身三坊あり、足の長さ三尺六寸ありと云ふ。

幢幡 普通には蓋形の張木に中央よりは圓幢に幡足を付けたるものを吊し、獻手には大幡數流を懸けて、圓く圍みたるものを云へり。

寶幢 法隆寺伽藍緣起并流記資財帳に「幢四具、衣具紺色」と云ひ、興福寺流記、中金堂院の條に「寶幢二株」と云ひ、廣隆寺資財校替實錄帳に「幢二具、各金銅荃花形あり」とあり。

華鬘 之に二あり。一は俗に云ふ華輪なり。十誦律第四十八に「摩尼珠鬘、新華鬘を作る」と云ひ、瞿醜壇哆羅經卷中に「復た四面に於て、各一門を暨て、上に於て鈴、傘蓋及び拂并に華鬘とを懸く」とあり。古代印度に於ては、華鬘を所尊に供養するの風行れたり。現に古畫圖中、佛塔等に捧げられたるものあるを見る。金剛鬘菩薩等の持する所は、則ち此の華鬘なり。二は華鬘代とも稱す。銅等の金屬、皮革又は木等を以て作らる。其の形は隋圓にして、上部は稍凹み、之に環を着けて、柱等に懸

くるに便し、下方の縁には瓔珞を下せり。又組糸を以て此の今の華鬘の形に結べるものあり。廣隆寺資財校替實錄帳に「細色花縵代參拾陸懸大十四、小廿二」。已上故尙藏永原御息所奉納」と云ひ注進醍醐寺三寶院並遍智院灌頂道具繪様等三味耶戒道具事に「華鬘高さ一尺一寸二分、廣一尺二寸二分、青蓮華上ヲ字を書く金薄をす下鈴五員數九枚輪には縁青を塗也」とあり。

鏡 梵名 *Adarsa*。陀羅尼集經第十二に「莊嚴道場及供養支料度法」と題し、具に莊嚴具供養具等を列記せる中に「大鏡二十八面各濶一尺、小鏡四十面」の目あり。此の鏡亦道場莊嚴の用に資せられたり。古大寺の資財目錄に其の名を見る所以、由來する所ありと云ふべし。法隆寺伽藍緣起并流記資財帳に「合白銅鏡陸面。丈六分肆面。貳面一は徑一尺五寸六分、一は徑一尺五寸五分、並に裏は海磯形、右は天平八年歲次丙子二月二十二日、平城宮皇后宮の納め賜ひたる者。壹面は花形、徑九寸八分、裏は禽獸形、右は天平八年歲次丙子二月二十二日無漏王の納めたる者。壹面（徑九寸八分、裏は禽獸形、右は圓方王の納めたる者。佛分壹面、徑四寸八分、裏は禽獸形）塔分壹面（徑五寸八分、裏は禽獸形）」と云ひ、大安寺伽藍緣起并流記資財帳に「合鏡

壹仟貳佰漆拾五面。佛物一千二百七十面の中、花鏡二百五十九面、圓鏡二百八十四面、方鏡六面、鐵鏡七十一面、雜小鏡六百五十面、菩薩物二面、並に圓鏡、通物三面」と云へる即ち其の例なり。

前卓 是れ近世堂内須彌壇の前に當り、五具足等を安ずる爲に、設けらるる大机なり。古刹には之れ無し。

高座 是れ講師、讀師の登りて講讀師子吼する座所なり。仁王般若波羅蜜經卷下に「百の法師を請じ、百の高座を敷き、一日二時に般若波羅蜜八千偈を講ぜしむ」と云ひ、又善見律毘婆沙第一に「又高座は衆寶を以て莊飾し、高座中、最も精妙なるものを撰び、擬するに説法の高座を以てし、東に向はしむ」とあり。法隆寺伽藍緣起并流記資財帳に「高座參具。二具寺造者。壹具、右天平元年歲次己巳仁王會時納賜平城宮御宇天皇者」と云ひ、同東院流記資財帳に「合白木高座貳具并机橋禮盤各二足」とあり。猶東院資財帳には、此の下高座寶頂二具等の目を列するに依るに、古刹の高座には、座上に當りて寶頂を安ぜしを知る。又廣隆寺資財校替實錄帳には「高座二基高さ三尺、廣さ三尺五寸、各蓋并に橋大床等、同調度雜物在り」と云ひ、高座に具して蓋

等の存せしことを記せり。南都古大寺等に存するものは是れなり。但し中古以後の高座は其の製之と同じからざるなり。注進醍醐寺三寶院並遍智院灌頂道具繪様等三昧耶戒道具事に「高座、廣さ二尺四寸、高さ二尺五分半、疊日本筵、縁は雲間」と云へり。

禮盤 佛前に在りて佛を敬禮する爲の座物なり。禮盤の名、古くは法隆寺東院流記資財帳等に見ゆ。廣隆寺資財校替實錄帳に「禮盤牀貳基」と云ひ、法成寺金堂供養記に「前庭に高座二脚を立つ、東は呪願、西は導師、中央に禮盤三脚を立つ」と云ひ、又「導師延曆寺座主權權正院源、況願興福寺別當大僧都林懷、中略禮盤に着きて佛を禮す」(諸僧は座に在りて一時に惣禮す)高座に登ると云へり。注進醍醐寺三寶院并遍智院灌頂道具繪様等三昧耶戒道具事には「禮盤、方二尺四寸、高さ五寸三分。半疊唐筵、縁は青地錦也」とあり。特に密家に於ては、大壇、護摩壇等の前に安じ、阿闍梨の座物と爲す。

前机 禮盤の前に居き、導師等禮佛の時、聖教、拂子、柄香爐の類を安ずることあり。注進醍醐寺三寶院並遍智院灌頂道具繪様等三昧耶戒道具事に依るに「前机、長さ

二尺七尺五分、廣さ一尺二寸七分、高さ三尺三分」と云へり。

脇机 二脚、禮盤の左右に居へらる。其の右の脇机には磬臺を安じ、左の脇机には柄香爐等を置かるるを例とするが如し。注進醍醐寺三寶院並遍智院灌頂道具繪様等三昧耶戒道具事に依るに「脇机二脚、長さ二尺四寸、廣さ一尺一寸、高さ二尺七寸」とあり。

大壇 具に大曼茶羅壇と云ふ。曼茶羅の本壇に名づく。密家に於て修法を行ふ本壇場なり。他の護摩壇、小壇等に對するが故に即ち其の稱あり。蓋し印度に於ては、露地の清閑處に於て壇を立て行法を修するが故に、其の壇は、大概土壇にあらざれば水壇なり。然るに我が國に於ては、屋内の道場に於て修するが故に、専ら方形の木壇を使用するなり。壇上には、四檝を立て、金剛線を張り、四燈、四面器、五色佛供、五種鈴、三種金剛杵、五瓶、輪羯磨等の供器並に道具を安じて行法に資するなり。護摩壇 密家に於て護摩を焚く壇に名づく。四檝の外、前に烏居を立て、金剛線を張り、中央には爐を安じ、五器、八器等を布列し、所謂護摩法を修するなり。經机 又經臺とも云ふ。經を置く小机。

香案 又火爐机とも云ふ。香爐、香合を載する小机。

此の外猶ほ種種の器物あるべきも、今一一こゝに細説の違あらず。

二供器 飲食、燈明、香華等を諸尊に供養するに用ゆる供養器を云ふ。鉢、鏡、多羅、匙、箸、香爐、火舎、燈臺、華瓶等の類是れなり。

鉢、多羅、鏡、匙、箸、此の五器併て一具の供養器となせしが如し。大安寺伽藍縁起并流記資財帳に「合供養具二拾口、佛供養具十口、白銅鉢一口、白銅多羅二口、白銅鏡七口、匙一枚、箸一具」。聖僧供養十口、白銅鉢一口、白銅多羅二口、白銅鏡七口、匙一枚、箸一具。右平城宮御宇天皇養老六年歲次壬戌十二月七日を以て納め賜ふ者と云ひ、法隆寺伽藍縁起并流記資財帳に「合供養具貳拾肆口。佛分白銅供養具壹拾貳口。一口は鉢、口徑七寸一分、深さ七寸一分。二口は多羅、口徑各八寸、深さ一寸。七口は鏡の中、一口は徑六寸三分、深さ二寸。二口は、徑各五寸三分、深さ二寸。四口は、徑各五寸、深さ一寸七分。一口は鉗、長さ八寸一分。一口は鉈、長さ七寸五分。聖僧分白銅供養具壹拾貳口(中略)。右養老六年歲次壬戌十二月四日、平城宮御宇天皇納め賜ふ者」と云へる是れなり。蓋し飯食供養の具なるべし。

香爐 法隆寺伽藍縁起并流記資財帳に「合香爐壹拾具、丈六分、白銅單香爐壹口(口徑二寸一分、高さ三寸六分)、佛分參具(二具は鍮石、一は長さ一尺五寸、一は長さ一尺三寸八分、一具は白銅、長さ一尺三寸)、彌勒佛分、白銅壹具、長さ一尺四寸、法分、白銅貳具、一は長さ一尺二寸五分、一は長さ一尺九寸五分、塔分赤銅壹具、長さ一尺五寸、通分白銅貳具、長さ一尺九寸八分」と云ひ、又大安寺伽藍縁起并流記資財帳に「合香爐貳拾肆具、佛物十八具の中、一具は銀、重さ三斤十兩二分、一具は鍮石、一具は牙、一具は赤銅、十三具は白銅、法物一具、鍮石、常住僧物一具、高麗、通物四具」と云へる即ち是れなり。又仁和寺御室御物實錄に鍮石、金、銀、瑠璃、赤銅、紫檀、渤海金銅、白銅、白角等にて作れる諸種の香爐の事を記せる下に「鍮石御香爐一口、鍮一柄、金銅火取一口(銀の師子形あり)、銀蓋壹枚(小二兩三分)、鍮石輪壹基、銀香壹貳口(各小八兩三分二朱)、銀箸匙各一枚(并に一兩一分)、火鏡三枚、石を加ふ、岐佐木火鏡宮壹合、以上を岐佐木牙象の宮一合に納む」と云へり。但し此等古帳に、香爐と記せるは、後世謂ふ所の柄香爐に當る。柄なきものは、別に火爐又は火舎とも稱せしが如し。大安寺伽藍縁起并流記資財帳に「合單香並香爐并其盤貳拾貳口、佛物單香十六具、常住僧物香鑪四合、其盤六口」と云へる單

香等とは、未だ何物なるやを詳にせず。蓋し案ずるに後世にありては柄なきものは、單に香爐と稱し、柄あるものは別に

柄香爐と稱するに至れり。但し是れ近古以後の俗稱なりと知るべし。

火爐 法隆寺伽藍縁起并流記資財帳に「合火爐玖口。佛分、白銅壹口（口徑一尺、深さ二寸九分）。法分、白銅肆口（一口は徑一尺一寸六分、深さ三分、一口は徑一尺五寸二分、深さ三寸五分、一口は徑七寸四分、深さ一寸八分、一口は徑六寸、深さ一寸五分）。塔分、白銅壹口（口徑八寸五分、深さ二寸五分）、溫室分鐵壹口（口徑二尺、深さ二寸七分）、通分鐵貳口（口徑各一尺四寸五分、深さ一寸五分）」と云へり。又東大寺要錄第七に依るに、「天火爐一口。臺は八足なり。火舎の足跡は八あれども、而も見在は四足のみなり。上の狛犬の蓋は、所司等陳べて云はく、別當平崇の任中に、少盜の爲めに取られたりと云々とあり。是れ密家に所謂火舎と併せて後世香爐と稱するものに當るべきものか。

薄山火爐 興福寺流記、中金堂院の條に「薄山火爐一具、華臺あり、延曆の記には金銅香爐と名づく」と云へる是れなり。此の薄山火爐は六朝より唐へかけて盛行

はれたるものなるは、普く人の識知する所なり。

火舎 香爐の一種、即ち密家に於所謂四面器の一として、壇上六器の中央に安じ香を燒きて供養するに用ゐらるる所なり。仁和寺御室御物實錄に「銀火舎壹口（蓋を加ふ、大さ七兩）。同臺貳口（一口は大さ七兩二分、一口は大さ六兩三分）。同莒壹合大さ七兩」。同箸匙各壹枚并に小二分、同火鏡壹枚（雜具を加ふ）。小刀壹柄、以上金銀蒔繪の莒一合に納む。白鐵置口、綺縫立あり」とあり。

水瓶 法隆寺伽藍縁起并流記資財帳に「合白銅水瓶壹拾陸口。丈六分壹口（高さ八寸五分）。佛分陸口（一は高さ七寸七分、一は高さ八寸二分、一は高さ八寸五分、一は高さ八寸三分、一は高さ五寸五分）。觀世菩薩分壹口（高さ七寸二分）。木又分捌口（五口は高さ一尺九分、一口は高さ一尺六分、一口は高さ八寸五分、一口は高六寸二分、頸折る」と云へり。然るに大安寺伽藍縁起并流記資財帳に依るに「合水瓶肆拾伍口。物卅六口の中、二口は漢の軍持、三口は胡の軍持、十九口は華瓶、十一口は石榴瓶、一口は洗豆瓶、菩薩物一口、通物四口、木又分物四口」と云へり。此の文に徴するに、一概に佛水瓶と云ふも、其の中には、深瓶、胡瓶、並に華瓶等をも總稱せしを知るべし。

○華瓶 華を供する瓶俗に云ふ華挿なり。廣隆寺資財校替實錄帳に「金銅華瓶五口(高さ七寸五分)大別當玄虛法師奉納」とあり。密家に於て、大壇上に安ずる五瓶中、又生華或は造華を挿す。但し此等は孰れも小瓶なり。近世三具足又は五具足の一として、本尊前卓の上に安ぜらるるものは、其の形大にして且つ其の形狀に種類の不同あり。其の挿む所の華も、生華等を以てせず、木製または金屬製の華を安ずるものあり。

○華瓶壺 東大寺要錄第七に「金涅槃花瓶壺二口」とあり。蓋し華瓶の一種なること勿論なるべし。

○燈爐 又燈籠と云ふ。是れ常恆不斷に燈明を供する爲めの料なり。南都古大寺等に在りては、大低佛殿前の正面露地に安ぜらるるを例とす。東大寺大佛殿前、興福寺南圓堂前の燈爐の如し。即ち東大寺要錄第七に「金銅燈爐一基、花臺上に在り。大燈爐一基、庭中に在り、鏤三具あり」と云ひ、興福寺流記に「金銅燈爐一基。六角高さ六尺四寸」と云へる、即ち是れなり。されど近世の寺院に於ては、返て堂内に安ずるを例とせり。

○燭臺 俗に蠟燭立も云ふ。香爐、華瓶と併せて、三具足、又は五具足の二に算へらるるもの。

○燈臺 密家に於て行法を修する時、大壇上側の四角に安じて燈明を供するもの。
 關伽器 關伽 Argna は梵語、功德水又は水と譯し、或は器と翻じて香水などを盛る供養器の總名と爲す。茲には佛尊等に供する清淨水に名づく。關伽を盛る器なるが故に關伽器と云ふ。蘇悉地羯羅經卷下奉諸品に「關伽を盛る器は當に金銀を用ひ、或は熟銅を用ひ、或は石を用て作り、或は土木を以てし、或は螺を取て作り、或は東底を用ひ、或は荷葉を用て以て綴りて器と作すべし、或は乳樹の葉、上に説く所の關伽器等は、用ゆるの時に當りては、須らく次第を知るべし。若し扇底迦には、常に白器を用ゆべし。補瑟微迦には、當に黃器を用ゆべし。阿毘遮嚕迦には、黒器を用ゆべし」とあり。是れ密家に於て行法を修する時、壇上に置き、關伽を供するに用ゐらる。多くは銅を以て作り、其の形は摺鉢形にして低き臺あり。

茶湯器 淨水又は茶湯等を佛に獻供する器前の關伽器に同じきも、其の臺は高さものを、蓋あるを常とせり。

塗香器 塗香を盛る器、其の形状等、闕伽器に同じ。

華鬘器 華鬘を盛る器、其の形状等、闕伽器に同じ。蓋し、闕伽器二、塗香二、花鬘器

二は、之を六器と稱し、密家に於て修法を行ふ時、壇上に安じて用ゆる所の供養具なり。又上記の闕伽、塗香、花鬘の諸器と、燈明堂と、並に燒香器たる火舎と、及び飯食器等とは、俱に大壇の四面に安ぜらるるを以て、又之を四面器とも稱せり。

飯食器 飯食を供する器、臺底の高き椀なり。今尙ほ普通に用ゐらる。

供物器 供物を献ぐる器、皿形にして少しく底の高きもの。

洒水器 塗香器と併せて二器とも云ふ。其の形は闕伽器に似て蓋あり。

散杖 を添へて左脇机の上に安ぜらる。是れ亦密家所用の器具なり。

華籠 又衣鉢或は華鉢と稱し、俗に華皿とも云へり。華を盛る器。其の形は、函の如くして一の足臺を附せるあり。又竹を以て皿の形を造れるあり。但し今普通に用ひらるるものは、銅を以て皿形を作り、三條の眞紅の組紐を垂れたり。法要の時、造花を入れ散供するに用ゐらる。

三道具 法要又は修法の時、道場に於て使用し執持する諸道具あり。之に鐘磬

金鼓、鐺口、鑊鉢、錫杖、如意、拂子、數珠、塵尾扇を始め、特殊のものとしては、密家特有の道具として、金剛杵、金剛鈴、羯磨輪、香象寶冠、臂釧、腕釧、修多羅、金剛線、明鏡、金篋等の諸種類あり。

鐘 元と樂器の一なり。俗に釣鐘とも稱せらる。其の大なるは洪鐘とも云ひ、別に鐘樓に安ぜらる。法隆寺伽藍緣起并流記資財帳に合鐘貳口。一口は高さ七尺五寸、口徑四尺八寸、厚さ三寸五分。一口は高さ五尺一寸、口徑二尺五寸、厚さ一寸と云ひ、大安寺伽藍緣起并流記資財帳に合鐘肆口。佛物二口の中、一口は白銅、一口は銅、高さ各八寸。法物二口の中、一口は高さ一丈尺、口徑七尺、一口は高さ四尺一寸、口徑二尺とあり。

鞞稚 ^{クハチ}Charia 布薩等の時、大衆を集會する爲に打ち鳴らすもの。打木なり。後世の版木の如きものなるべし。五分律第十八に諸比丘何の木を以て鞞稚を作るべきかを知らず、是を以て佛に白す。佛言はく、漆樹と毒樹を除きて、餘の木の鳴る者は作ることを聽すと云ひ、玄應音義第一に鞞稚、直追の切、經中に或は鞞遲に作る。案ずるに梵本には臂吒鞞稚とあり、臂吒は此に打と云ひ、鞞稚は此に打たる所の

木を云ふ。或は檀、或は桐なり。此に正翻なし。彼には鐘磬無きを以ての故なり。但し椎と稚と相濫る。所以に誤を爲すこと已に久しきなり」と云へる是なり。

磬 元と樂器の一なり。俗にウチナラシとも云ふ。銅鐵玉石等を以て作り、臺に懸けて之を撃つ。法隆寺伽藍緣起并流記資財帳に「合磬二口、一口は銅徑一尺七分、一口は鐵徑一尺二寸五分」と云ひ、廣隆寺資財校替實錄帳に「磬壹枚、臺あり」と云ひ、興福寺流記の西金堂の下に「佛前に馬瑙の磬あり、兩面の磬各別なり。磬臺の北に比丘の像あり」など見えたり。有名なる同興福寺の所藏にかゝる

華原磬 の事に就ては、同流記に「抑も此の磬は何の功能有りてか寶物なるやと、僧都に問ふ。答へに云はく、此の石は、前佛の佛法を後佛の出世に傳ふるの功能あり。故に積善磬と名づく(中略)。泗濱石は魯國の泗水に浮べ流れる石なり。故に浮磬と云ふ。代代の帝王(中略)。磬聲清うして法度樂曲に叶ふ。而るに大唐の玄宗皇帝の時、泗水の石を棄てて、華原石を以て、磬を造るの間、天下大に亂る。故に之を判ずるに五音に叶はざるか(中略)。華原磬よ、華原磬は古人は聽かずして、今人は聽く。泗濱石よ、泗濱石は、今人撃たずして、古人撃てり。清濁の兩聲は誰れか獨り

知らむ」とあり。

磬 銅を以て作られ、其の形は鉢形の如きもの。

引磬 椀形の磬なり。底に穴を穿ち木柄を附して用ゆ。

雲版 唐金にて作らる。平版にて、雲形を爲せるが故に即ち其の稱あり。庫裏又は齋堂前に掛け、齋時を報ずるに用ひらる。

金鼓 金鼓の名は、經律の中に屢其の名を見る。賢愚經第十に「舍衛國の中に十八億の人あり。時に彼の國法、鼓を撃ちて衆を會す。若し銅鼓を打たば、八億の人集まり、若し銀鼓を打たば、十四億の人集まり、金鼓を打たば、一切皆集まる」と云ふ、五分律第十八に「諸比丘、便ち金銀の鼓を作る、是を以て佛に白す。佛の言はく、應に銅鐵、瓦木を用ひ、皮を以て頭に冠すべし」と云へる、即ち其の例なり。但し經律に所謂金鼓とは、鼓の胴に金又は銀、銅等を用ひたる意にして、金版を張れる鼓と云ふべきには非らざるが如し。我が國古大寺の資財目錄に亦金鼓の名あり。即ち廣隆寺資財校替實錄帳に依るに「金鼓貳口、大一口は檢校道昌律師奉納、小一口は故寺主僧玄寬奉納」と云ひ、觀世音寺延喜五年資財帳には「金鼓壹基、銅鑄合陸(中略)金鼓二面、今

校するに、見一面あり、一面を欠く」と云ひ、興福寺流記には「金銅金鼓一基、口徑一尺五寸五分、金銅の葛形あり、并に之を修す、弘仁記同じ云云」と云ひ、又東大寺要錄第七に「金鼓一口、亘三尺、南中門にあり」と云へる是なり。去り乍ら其所謂金鼓が、云何なる物を指せしかに就ては、未だ深く之を考へず。一説に金鼓とは、一名を鏡と稱し、鉦鼓 即ち伏鉦を稱すと云ふも、未だ詳かならず。又

鰐口 と稱し、神殿、佛殿の前に懸けらるる金屬製の鳴物あり。而して京都壬生寺の鰐口の銘に「地藏院奉鑄顯金鼓一口正應元年丁巳五月廿九日」とあるに依れば、鰐口即ち金鼓と稱するを得べきが如しと雖も、然らば興福寺流記等に、金鼓壹基云云、又は觀世音寺資財帳に金鼓一面と云へるもの、其の旨詳かならず。又今昔物語第二十九に「其の寺に阿彌陀の聖と云ふことをして行く法師有けり。鹿の角を付たる杖を尻には金を杙にしたるをつきて、金鼓を扣て、萬の所に阿彌陀佛をすすめ行ける」とあるは、或に鉦鼓の類なるべきが如しと雖も、是れ亦明徴を得ず。聊か疑を存するものなり。又現時尚ほ葬儀等の時に用ひらるるものに

鏡 常曉和尚請來目錄に「銅鏡一口」とあり。

鉦 常曉和尚請來目錄に「銅鉦一具」とあり。又百丈清規卷下之二に「鏡鉦、凡そ維那住持兩序を揖して出班上香の時、藏殿、祝贊、轉輪の時、行者之を鳴らす。迎引送亡の時、行者披剃大衆行道、新住持を接して入院の時に遇て、皆之を鳴らす」と云へり。案ずるに、今送葬等の時用ゆる器物に、俗に銅羅鏡鉢と稱するものあり。其の形俗に云ふ金盃の如きものを之を銅羅と稱すれども、實は是れ鏡なるべし。銅鉦子の大なるもの之を鏡鉢と稱するも、實は是れ鉦なる可きなり。

木魚 木にて造る。其の形は、魚形に擬すれども、而も隋圓にして、其の中を空虚にし、敲きて聲を發するもの。百丈清規卷下之二に「木魚、齋粥の時には長擊二通、普請の僧衆には長擊一通、普請の行者には二通。相傳に云はく、魚は晝夜常に醒む、木を刻み形を象て之を擊つは昏情を警む所以なり」とあり。

版 長方形の厚き板なり。庫裏、齋堂等の一隅に懸け、敲きて齋時を報ずるに用ゐらる。

鼓 木製の圓く中虚なる胴に皮を張れるもの、金光明最勝王經第五に「譬へば鼓の聲の如き、木に依り皮及び桴と手等とに依りて、聲を出すことを得」など見えたり。

其の大なるものは。

大鼓 と稱らる。東大寺要録第七に「大鼓三張、廊鼓殿にあり」と云へり。南都古大寺にありては、鐘樓と相對して鼓樓即ち鼓殿の建立あり。其の中には、大鼓を安ずるを例とせしが如し。其の他鼓に種種の別あり。但し是れ樂器として用ひられたるものにして佛具としては、其の用少なし。日蓮宗に於て用ひらるる

團扇大鼓 の如きは、是れ極めて近世の用具と知るべし。

錫杖 梵名喫棄羅 *Kiukkharā*。是れ鳴聲の義、又聲杖とも名づく。即ち錫錫と鳴る聲に因て附せられたる名稱にして梵語の正翻には非ず。南海寄歸傳第四に「錫杖と言ふは、梵に喫棄羅と云ふ。即ち是れ鳴聲の義、古人譯して錫と爲すは、意錫錫として聲鳴を作すに取れり」と云へる即ち其の意なり。元と是れ毒蟲牛犬等を驅除する爲に作られしものにして、四分律第五十二に依るに「諸比丘道を行くに、蛇蝎蜈蚣百足を見る。未離欲の比丘、見て皆怖れて佛に白す。佛の言はく、錫杖を捉りて搖すことを聽す」と云へり。其の製法に就きては、杖頭に塔形等を作し、之を圍みて、二股又は四股を以て環狀を作し、其の環に更に小環を掛け、振れば即ち鳴聲あら

しむ。其の形狀、必ずしも一定ならずと雖も、大別して、

二股六環のもの

二股四環のもの

四股十二環のもの

等の異あり。其の中、二股のものは迦葉佛の制、四股のものは釋迦佛の制なりとし、六環のものは菩薩杖にして六度を表し、四環のものは聲聞杖にして四諦を表し、十二環のものは緣覺杖にして十二因縁を表すとも云へり。悉しくは得道梯橙錫杖經等に説くが如し。而して此の錫杖は、大乘比丘の十八物の一として僧具たるのみならず、千手千眼觀自在菩薩、地藏菩薩等諸尊の持物たり。又大法會の際錫杖衆なる一團の大衆が、此の錫杖を鳴して佛前に供することあり。法勝寺供養記に「錫杖衆座を起ち、舞臺に昇りて錫杖を供し、皆錫杖を持す、但し退く時は倒に之を持す、畢」と云へる即ち其の例なり。

禪杖 摩訶僧祇律第三十五に「諸比丘、禪坊の中に坐禪し、低仰して而も睡る。諸比丘、此の因縁を以て世尊に向す。佛の言はく、今より已後は、應に禪杖を行ふべし」

と云へる是れより。

柱杖 老瘦力無きもの、又は病苦身に嬰るものの畜へ用ゆべき杖を云ふなり。

如意 説敎講讃の時、又は布薩等の時、講師の持する所のもの。是れ元と爪杖の變化せるものなりとも傳らへる。されど經律中には未だ其の目を得ず。但し大安寺伽藍縁起并流記資財帳に「如意壹拾陸枝。佛物十三枝、木又分三枝」と云ひ、廣隆寺資財校替實錄帳に「金銅如意壹枝、長さ一尺九寸五分」と云ひ、觀世音寺延喜五年資財帳、布薩物章に「如意壹隻、長さ二尺六寸、廣さ一寸七分。弘仁十三年、上避け并に虫喰損す。今校するに大破して用ゐられず」とあり。我が國に於ては、上古より使用されしものなるを知るべし。而して如意として、尤も有名なるは、現に尙ほ南都東大寺に珍藏せらるる。

五師子如意 なり。背に五師子の形を刻せるを以て其の名あり。是れ聖寶僧正以後、歷世の維摩會の講師の之を持して、講會に勤仕するを例とせしものにして、頗る人口に膾炙する所なり。

拂子 梵名 *Pratoha*、略して拂と云ふ、是れ元と蠅、塵等を拂ふ用具にして、侍者の持

すべきものなり。大乘造像功德經卷上に「爾時に世尊、天より初めて下り、足寶階を踏みたまふ。梵王は右に在りて、手に白蓋を執り、帝釋は左に在りて、手に白拂を持す」と云へる其の例なり。其の僧具として用ひらるるも、亦蠅拂塵拂の用なり。然るに後世に及び、灌頂道場、又は法要の際、法具の一として使用せらるるに至れり。

笏 廣隆寺資財校替實錄帳に「骨笏貳枚、一枚は、長さ一尺二寸、廣さ一寸七分、一枚は、長さ一尺二寸四分、廣さ二寸。已上本自所有」と云ひ、觀世音寺資財帳に「牙笏一枚、今檢するに見在す」と云へり。

塵尾 具に塵尾扇と云ひ、又獸尾と稱す。塵とは獸名、其の毛尾を以て作るが故に即ち其の稱あり。其の形は略團扇の如く、象牙木等を柄となし、毛を插みて作る。元は拂子等と略其の用を同じくせしものなるべきも、後には講讃説法の會座にも之を用ゆることとなれり。目連問戒律中五百輕重事に「問ふ、僧中説法の高座の上にて、机に凭り塵尾を捉ることを得るや否や。答ふ、病あらざるに、机に凭り塵尾を捉らば墮を犯す。尾、翅に非らざれば皆得」と云ひ、高僧傳第七に竺道生の涅槃經講説の事を記せる下に「法席將に畢らんとするに、忽に塵尾の紛然として而も墜

るを見る。端坐正容几に隠れて卒す」とあり。是等の文に依るに、始は、病僧の爲めには、高座の上にて使用することを許せしが如きも、後世に至りては、僧よりは寧ろ道士並に有信の道人の間に盛に使用さるるに至れり。廣弘明集第十九に載する梁肅子顯の御講金字摩訶般若波羅蜜經序に、梁武帝が、同泰寺に於て親しく般若經を講讀せることを記せる下に、是より先き、保誌法師と云ふ者あり、神通不測にして靈迹甚だ多し。自から別傳あり。天監元年に、上始めて天下を光有し、方に心を禮樂に留め、未だ汾陽の奇に違まあらず。法師、其の年の九月を以て、自から一の塵尾の扇及び鐵の錫杖を以て奉す。而も口に言ふ所なく、上も亦其の意を取らず、今に三十年なり。其の扇の柄には、繫くるに小繩を以てし、常に縮楔する所は、指述の處、宛然として具に存す。是に至て、御乃ち錫を鳴して堂に昇り、扇を執りて講說せり」とあり。聖德太子勝鬘經講讚の時、亦此の塵尾扇を執りて高座に上りたまへりと傳へらる。我が國に於ても、上古は此の扇を使用せられしが如く、古帳に其の名を見る。大安寺伽藍緣起并流記資財帳に「合塵尾參杖法物二枚、通物一枚」と云ひ、法隆寺東院佛經并資財帳に「合獸尾貳枚、壹枚は漆澀莖は吳竹形、端は銀繼、并に櫃一合

表は漆澀、裏は圓塗、右上宮聖德御持物者」と云ひ、廣隆寺資財杖替實錄帳に「獸尾一枚」と云ひ、仁和寺御室御物目錄に「塵尾壹枚」と云へる即ち其の例なり。

數珠 又誦珠、呪珠と云ひ、或は念珠とも稱す。律文の中に未だ其の名を見ざるに依れば、是れ或は印度古制の物具には非らざるが如し。私に案ずるに、是れ眞言教の興隆と共に、誦呪の數遍を計する爲に作らるるに至りしものならざるか、未だ深く之を考へず。而るに此の數珠の製様に就きて種種の別あり。即ち陀羅尼集經第二に「若し誦經し念佛し持呪する行者は、一一各須らく手に數珠を執るべし。阿彌陀佛三昧の教説に依る、復た此の如き一切陀羅尼諸佛菩薩金剛天等の法の中に出す所に依らば、其の數は、皆須らく諸の相貌を具すべし。其の相貌とは、其に四種あり。何者をか四と爲す、一には金、二には銀、三には赤銅、四には水精なり。其の數は皆一百八珠を滿す。或は五十四、或は四十二、或は二十一なるも、亦用に中つることを得(中略)。其の四種の中、水精を第一とす。其の水精とは、光明無比にして、淨にして瑕穢なし、妙色廣大、猶し佛菩提を得る願の若し。故に彼の根に洞達すること一に珠相の如し。是の義を以ての故に、之を稱して上と爲す(中略)。若し人あり

て、常に念佛の法を行ぜん者は、木椶子を用て以て數珠とせよ。若し呪を誦して受持せんと欲する人は、前の四色の寶を以て數珠とせよ。若し菩薩呪法の業を作さん者は、菩提子を用て、以て數珠とせよ。若し無くば蓮華子を用て充つ可し。若し火頭金剛の業を作さん者は、肉色の珠を用て以て數珠とせよ。これ等の數珠は、皆法相に合へり(中略)。是の相の珠、一百八顆を作し、珠を造成し已りて、又一金珠を作り以て母珠と爲し、又更に別に十顆の銀珠を作り以て記子に充つと云ひ、又蘇悉地羯羅經卷下には、右手に念珠を拵るは、通じて一切に用ゆ。若し阿毘遮嚧迦には、其の母指を堅つ、數珠を捻する印なり。菩提子の珠は佛部に用ひ、蓮華子の珠は觀音部に用ひ、嚧那囉子の珠は金剛部に用ゆ。三部各此等の數珠を用ゆるを、最も勝上と爲す。一切の念誦に應當に執持すべし。或は木椶子或は多羅樹子を用ひ、或は土珠を用ひ、或は螺珠を用ひ、或は水精を用ひ、或は眞珠を用ひ、或は牙珠を用ひ、或は赤珠或は摩尼珠を用ひ、或は咽珠、或は餘草子を用ゆ。各部に隨て其の色相を觀じ、應に取て念持すべし。若し阿毘遮嚧迦の法を作さんには、應に諸骨を用ゆべしと云ひ、又金剛頂瑜伽念珠經にも、念珠を分別すれば、四種あり、上品と最勝と及ひ中と下と

なり。一千八十を以て上となし、一百八珠を最勝となし、五十四珠を以て中と爲し、二十七珠を下類と爲すと云へり。其の材料、顆數、用法等種種の種類あるを知る可し。此の數珠佛物としては、千手、十一面、不空羂索觀音菩薩等の持物なり。法物として誦呪念佛の數遍を算ずるに用ひらる。法隆寺伽藍緣起并流記資財帳に、合白檀誦數貳烈。丈六分壹烈、佛分壹烈と云ひ、大安寺伽藍緣起并流記資財帳に、合誦數貳拾玖貫。五貫は水精、一貫は牙、一貫は銅、一貫は銀、一貫は菩提樹數五十三、二貫は新羅、十五貫は白檀、二貫は琥珀、一貫は水精に琥珀を交ゆ、並に佛物と云ひ、觀世音寺延喜五年資財帳佛物章に、誦珠四貫。壹貫水精。壹貫雜珠、白檀一百六丸、琥珀四丸、水精十一丸。壹貫雜珠、水精四丸、今校するに三丸あり、一丸を欠く、琥珀一百八丸。壹貫雜珠、赤石玉九十二丸、水精玉三丸とあり。蓋し此等は、執れも佛物なり。又仁和寺御室御物實錄に依るに、菩提樹御呪珠、捌連、金剛子御呪珠、肆連、蓮子御呪珠、貳連、金青玉御呪珠、參連、琥珀御呪珠、貳連、黃玉御呪珠、參連、紫玉御呪珠、伍連、五寶御呪珠、壹連、馬瑙御呪珠、參連、桃花石御呪珠、壹連、水精御呪珠、拾捌連、黑水精御呪珠、貳連等の目を列ねたり。但し此は念誦用のものと知るべし。

金剛杵 梵名跋折羅 *Vajra* 兵器なり。佛を侍衛せる密迹金剛力士の持する所と傳へらる。大般涅槃經第三に「密迹力士佛の神力を承け、金剛杵を以て之を碎くこと塵の如し」と云へり。其の形は元と武器として尖端は頗る銳利なりしが、後ち兩部曼荼羅中の金剛部諸尊の持物として畫かれ、又眞言行者の持物道具として用ひらるるに及び、大に變形せり。而して之に亦種種の別あり。所謂獨鈷、三鈷、五鈷等是れなり。陀羅尼門諸部要目に云はく、杵に金、銀、銅、鐵、石、水精、佉陀羅木等の無量種あり、各同じからず。杵に五股、三股、一股あり。長さ十六指なるを上となし、十二指なるを中となし、八指なるを以て下となす。乃至一指節なるを下となす。此の經の中に説かく、金剛杵を持せざれば、念誦すとも成就を得るに由なし。金剛杵とは、菩提心の義、能く斷常の二邊を壞して中道に契ふ。中に十六大菩薩の位あり、亦十六空を表して中道と爲す。兩邊に各五股あるは、五佛五智の義、亦十波羅蜜を表す。能く十種の煩惱を摧きて、十種の眞如を成す。便ち十地を證し、金剛の三業を證して、金剛の智を獲、金剛座に坐す。亦是れ一切智智亦如來の自覺の聖智と名づく。若し此の三摩地智を修せずして、成佛を得んとは、是の處有ることなし」と。而し

て尤も普通に弘く用ひらるるは

五鈷杵 兩頭五股より成るもの

三鈷杵 兩頭三股より成るもの

獨鈷杵 兩頭一股のもの

の三種杵なるが、是れ密家傳法の道具として極めて重要なるものなるが故に、弘法大師を始め諸家之を請來せり。今八家の諸來錄を檢するに、御請來目錄に「道具。五寶五鈷金剛杵一口、五寶五鈷鈴一口、五寶三昧耶杵一口、五寶獨鈷金剛一口、五寶羯磨金剛四口、五寶輪一口、已上各佛舍利を著く。五寶金剛楸四口、金剛盤子一口、金花銀闕伽蓋四口、右九種一十八事、中略、阿闍梨付囑の物、佛舍利八十粒、中に就き金色の舍利一粒あり、刻白檀佛菩薩金剛等像一龕、白縹大曼荼羅尊四百四十七尊、白縹金剛界三昧耶曼荼羅尊一百廿尊、五寶三昧耶金剛一口、金銅鉢一具二口、牙床子一口、白螺貝一口、右八種の物等は、本と是れ金剛智阿闍梨南天竺國より持來し、大廣智阿闍梨に轉付す、廣智三藏、又青龍阿闍梨に轉與し、青龍和尚、又轉じて空海に賜ふ。斯は乃ち傳法の印信にして萬生の歸依する者なり。健陀穀子袈裟一領、碧琉璃供養鏡二

口、琥珀供養鏡一口、白瑠璃供養椀一口、紺瑠璃箸一具、右五種亦是れ青龍阿闍梨の附する所なり」と云ひ傳教大師將來越州錄に「念誦供養具様、五鈷拔折羅様一口、五鈷金剛鈴様一口、金剛輪二口、金剛羯磨二口、眞言和上付法印信三鈷拔折羅一口、已上念誦供養具様也」と云ひ常曉和尚請來目錄に「傳法阿闍梨耶付物、五鈷金剛杵一、三鈷金剛杵一、銅鈹一具、銅鏡一具、金剛樹子念珠一貫、多羅梵夾一口、金剛界三十七尊種子曼荼羅一、西天供養白疊巾一條、西天檀褥一面、傳法阿闍梨弟子灌頂法二卷、右道具、栖靈寺阿闍梨の傳付する所なり」と云ひ靈巖寺和尚請來法門道具等目錄に「道具。獨鈷金剛杵一、三鈷金剛杵一、五鈷金剛杵一、三貼鈴一、五鈷鈴一、輪一、羯磨杵四、金剛槩四、率觀波鈴一、商佉螺一、右件傳法阿闍梨執持して三昧耶を供養し修行する也」と云ひ、入唐新求聖教目錄に「金銅五鈷鈴一口、金銅五鈷金剛杵一口、金銅獨鈷金剛杵一口、金銅三鈷金剛鈴一口、金銅五鈷小金剛杵一口、裏に佛舍利を盛る、右件の法門佛像道具等は、長安城興善、青龍及び諸寺に於て求得するもの」と云ひ、智證大師請來目錄に「灌頂三昧耶五鈷杵一口、五鈷金剛鈴一口、上兩事は、此は阿闍梨傳法の印信なり。羯磨金剛杵四口、鎮壇楸四枚、已上十箇事の道具部は、前件佛像經法道具は、竝に上都長安城護

國寺等に於て傳得す(中略)熟銅五股小金剛杵一口(指環あり)、右三事、竝に是れ婆羅門三藏西天の佛國より將して大唐に到る(中略)圓珍纒に福州に到り、三藏和尚に見へ、悉曇章を授けられ、兼て三種の法信を付するを蒙り、本國に相傳す」と云ひ、又書寫請來法門等目錄に「五鈷鈴三口、二口は小。三貼鈴二口(一口は小)。五鈷鈴一口(中に舍利あり)、獨鈷杵二口、三鈷杵三口(一口は小、此の中に不空三藏の平生に執持せられし杵あり、中に佛舍利を入る)。羯磨杵四口、商佉一口、菩提子念珠一貫(唐に生生檀子と云ふ)、金剛子念珠一貫、佛舍利七十粒。右道具及び舍利等は、是れ持念者の備なり。修行悉地此に依て成就せざるなきなり」と云へり。

寶杵 兩頭を三瓣寶珠形となせるもの、弘法大師請來錄の中に其の目あり。

羯磨杵 金剛杵を十字形に交叉したるもの、之に又

五鈷羯磨杵

三鈷羯磨杵

一鈷羯磨杵 等の差あり。但し、尤も普通に用ひらるるものは三鈷羯磨杵なり

とす。又股數の相違に依りて、

二鈷杵 兩頭二股のもの、

四鈷杵 兩頭四股のもの、

九鈷杵 兩頭九股のもの、

蓮華塔杵 等あり。又杵柄に鬼面を刻するものを、俗に之を

鬼面杵 と稱す。又

忿怒杵 と名づけらるるものあり。又タワミ杵とも云ふ。三股杵の柄の中部

より屈曲して、恰も忿怒の相をなせるものは是れなり。又五鈷杵の一種に

人形杵 と稱するものあり。又和會杵と云ふ。是れ一頭は三股、一頭は二股の

杵を、二個組み合せて五股となしたるものを云へり。

金剛鈴 鈴の柄頭が、金剛杵の形を作せるに依りて、即ち其の名あり。之に

獨鈷金剛鈴 略して獨鈷鈴と稱す。柄頭、獨鈷の形を爲せるもの

三鈷金剛鈴 略して三鈷鈴と稱す。柄頭、三鈷の形を爲せるもの

五鈷金剛鈴 略して五鈷鈴と稱す。柄頭、五鈷の形を爲せるもの等の異あり。又

寶鈴 と稱せらるるものあり。柄頭に寶珠の形あるものに名づく。又

塔鈴 と稱せらるるものあり。又率觀波鈴と云ひ、具に寶塔鈴とも名づく。柄

頭に寶塔の形を爲すに依りて、即ち其の稱あり。靈巖寺圓行和尚の請來目錄に其の目あり。已上獨鈷鈴、三鈷鈴、五鈷鈴、寶鈴、塔鈴を并せて之を五種鈴とも稱せり。

金剛盤 修法の時、五鈷杵並に金剛鈴を置くに用ゆる道具にして、横に廣く心臟形を作し、三脚あり。注進醍醐寺三寶院并遍智院灌頂道具繪様等三昧耶戒道具事に「金剛盤、足高さ一寸七分、三古輪等ケニ打塗金を塗、横一尺、豎七寸、縁六分」とあり。

寶輪 八幅の寶輪なり。密家に於て修法の時、壇上に安ぜらる。

香象 象形の香爐なり。密家にて、入壇灌頂の時、受者をして之を跨かしめ、身器を清淨ならしむるに用ひらる。注進醍醐寺三寶院并遍智院灌頂道具繪様等三昧耶戒道具事に「香象、長さ一尺四寸、高さ八寸三分。地盤、長さ一尺三寸八分、廣さ七寸一分。背に銅にて返花あり、滅金をぬる、花實十あり。足より煙を出す。地盤に唐草を畫く、地は赤色なり。地盤裏の銘に云はく、遍智院天福元年十月十五日と遍智院僧正御筆なり」と云へる是れなり。

白拂 拂子なり。灌頂の時用ゆる道具の一。注進醍醐寺三寶院并遍智院灌頂

道具繪様等三昧耶戒道具事に依るに、拂の白きヲの長さは九寸三分、柄の長さは九寸四分にして、柄頭に金物あり。滅金をぬれりとあり。其の拂毛の着け方に就きては、普通はフサの如くにしてク、リ着けたるも、或は柄端の横面に植付けられたるものあり。古佛像に見る拂子の様に、亦此の二種の別あるが、阿婆縛抄灌頂示決の卷に出す所の圖様は、後者の型を採れり。

金鍔 是れ亦灌頂の時に用ゆる道具の一なり。其の形獨銛の形の如くにして、其の兩頭に寶珠あるもの、或は一端は寶珠、一端は獨銛形に作れるものあり。

商佉 *Śaṅkha* 法螺、寶螺とも云ふ。螺貝なり。是れ亦灌頂の時用ひらるる道具の一なり。注進醍醐寺三寶院并遍智院道具繪様等三昧耶戒道具事に依るに、白色にして五寸二分ありと云へり。

扇 是れ亦灌頂の時に用ゐらる。注進醍醐寺三寶院并遍智院道具繪様等三昧耶戒道具事に「扇長さ八寸九分、重廿五枚、ヒョケノ廣一尺四寸三分」とあり。

明鏡

金剛線

齒木

華鬘

廿一結修多羅

蓮臺

白繪

寶冠

臂釧

腕釧

指環

覆面

茅環

草座

腰線

等は、皆是れ密家に於て、灌頂の時用ひらるる道具の一なり。

山水屏風

十二天屏風

是れ亦灌頂の時用ひらるる所なり。注進醍醐寺并遍智院灌頂道具繪様等三昧耶戒道具事に依るに十二天屏風高さ四尺九寸、廣二尺、縁は蓮華唐草の赤地の錦なり。山水屏風高さ四尺九寸（サヘヲソヘ加定）廣一尺八寸五分、縁はセムキム唐繪の菊水等なり。六枚片屏風なりとあり。

道具箱 灌頂用の道具を入るる箱。注進醍醐寺遍智院灌頂道具繪様等三昧耶戒道具事に道具箱高さ二寸五分、廣一尺二寸、黒染、五胎、輪扇、商佉、寶冠、白拂、篋、明鏡、塗香器、已上九種、此の道具箱に之を納れ、封を付けられたり」とあり。

第四節 僧 具

一 袈裟(三衣) 袈裟 *Kāśaya* は梵語、是れ濁の義、染色、赤色、不正色又は緇衣と譯す。僧衆の被着すべき法衣を云ふ。其の色不正なるが故に即ち其の稱あり。或は義翻して離塵服、消瘦衣、蓮華服、間色衣、福田衣とも云へり。玄應音義第十五に「袈裟、擧法

の切下は所加の切なり。韻集に、音加沙、字は本と毛に從て、髻塗の二形に作る。葛洪後に字苑を作り、始めて改めて衣に從ふ。案ずるに外國に通じて袈裟と稱す、此に不正色と云ふなり。諸の草木の中、若しは皮若しは葉、若しは花等、五味を成ぜずして、以て食と爲し難き者は、則ち加沙と名づく。此の物にて衣を染むれば、其の色濁赤なり。故に梵本には、五濁の濁をも亦迦沙と名づく。天竺の比丘は多く此の色を用ゆ。或は緇衣と言ふは、是れ初譯の時に當て、其の色の濁なるを見て、因て以て名と爲せるなり。又案ずるに、如幻三昧經に、晉に無垢穢と言ふと云へり。又の義に離塵服と云ひ、或は消瘦衣と云ひ、或は蓮華服と稱し、或は間色衣と言ふは、皆義に隨て名を立つるのみ。真諦三藏の言はく、袈裟此に赤血色衣と云ふ。言は、外國に五部の不同ありと雖も、並に皆赤色なり、青、黒、木蘭と言ふは、但點の異のみ」と云へる是なり。袈裟を作るべき衣財に就きては、若し四分律第卅八の說に依らば、糞掃衣、及び拘舍、劫貝、欽跋羅、芻摩、又摩、舍菟麻、翅夷羅、拘攝羅、嚧羅、鉢尼の十種を擧げ、摩訶僧祇律第二十八には、欽婆羅、劫貝、芻麻、俱舍耶、舍那、麻牟提の七種を出せり。而して續手衣、草衣、娑婆草衣、樹皮衣、珠瓔珞衣等、外道所着の衣服、並に在家の人の被着すべき

上好の色衣は、之を用ゆるとを制禁す。蓋し出家の法は、世俗の食欲を離れ、身器清淨を期するにあれば、其の衣財も、可成清素のものを撰び、裁方に於ても、特に之を割截して俗と異ならしむるなり。又袈裟に紬絹を用ゆる可否に就きては、道宣律師は之を非法とせるも、義淨三藏は之を如法とせり。其の製法に就きては、先づ衣布を豎條、横提、縁の諸相に分裁し、後ち之を連綴縫合して、田相を標示せる一衣を爲すを法となす。而して其の横提、豎條を連綴するに當りては、兩頭を縫ひ合さず、必ず一を他の上に重ねぬ。其の重ねたる細き所を、葉又は葉相と稱す。葉はかく作くるを法となすも、或は三衣の中安陀會に限り、未だ割裁せざる布片を疊みて葉相を作すとあり、之を攝葉と云ふ。又細き布片を上より揀して葉相を作さしむることあり、之を揀衣と稱す。其の縫方は、必ず却刺を用ひて堅牢に縫ふ、之に馬齒縫、鳥足縫の二様あり。其の縫跡の形、馬の齒の闊さの如くなるを馬齒縫と云ひ、丁字形に恰も鳥の足の如くなるを鳥足縫と稱す。又披著の際、衣の脱落を防ぐ爲に鈎及び紐を安ず。其の鈎紐を安ずる處には、助牢の爲めに帖を付す。後世に至りて、帖に代ふるに牌を以てし、前牌に鈎、後牌に紐を附して用ゆるものあるに至れり。而も後

牌の紐には更に華美なる總紐を附し、修多羅と稱して之を用ゆるものあるに至れり。其の披著の方法は、通肩に、或は偏袒右肩に、齋整に之を披著するを要す。通肩とは左右の肩に通じて之を掛くるを云ひ、偏袒右肩とは唯左肩のみ掛けて、右肩を露はすを云ふ。舍利弗問經に、舍利弗言はく、云何か訓戒の中に於て、弟子をして偏袒右肩せしむるや。又迦葉村人の爲めに城喻經を説いて云はく、我が諸弟子は、常に正しく袈裟を被るべし。俱に兩肩を覆ひ、肌肉を露はすこと勿く、上下をして齊平ならしめ、福田の相を現じ、行歩庠序なれよ。又言はく、曾臆を現はすこと勿れと。此の二言に於て云何か奉持せん。佛言はく、供養を修する時は、應に須らく偏袒して、以て作事に便すべし。福田と作る時は、應に兩肩を覆ふて、田文の相を現すべし。云何が供養を修する。佛を見たてまつる時、師僧を問訊する時の如き、應に事相に隨ふべし。若しは牀を拂ひ、若しは地を掃ひ、若しは衣裳を巻き、若しは周正に席を薦め、若しは泥地に華を作り、若しは高足下を捷け、若しは灑し、若しは移して種種供養す。云何か福田と作る時なる。國王に食を請け、里に入りて乞食し、坐禪誦經して樹下巡行し、入端嚴の觀るべきあるを見るなりと云へり。諸佛の袈裟を通肩に

披着了たへるは、是れ福田の相を示し給ふ所以にして、侍者の比丘僧又は今時の僧衆等が、偏袒右肩に披着すは、是れ恭敬供養の意を表す、其の旨察すべし。不齊に披着すとは、或は高く着し、或は下く着し、或は一角を垂れて象鼻の如くし、之を象鼻相とも云ふ、或は前の兩角を垂れ、後を高く塞けて多羅樹葉の如くし、之を多羅葉相とも云ふ、或は細に褳みて縁に安ずる如き、是れ孰れも非威儀の相として、制禁する所なりとす。次に袈裟の種類を擧げんに、之に凡そ三類あり。之を三衣と稱す。

三衣 とは、一に僧伽梨衣、二に鬱多羅僧衣、三に安陀會なり。之に僧脚崎衣及び厥蘇洛迦衣を加ふる時は五衣と稱す。此の中

僧伽梨衣 梵名僧伽梨 *Saṅghāṭī* 又僧伽胝、僧伽致等に作る。合成又は重と譯す。義翻して大衣又は雜碎衣とも云ふ。玄應音義第十五に「三衣僧伽梨、此は音の訛なり。應に僧伽致と云ひ、或は僧伽胝と云ふべし。譯して合成と云ひ、或は重と云ふ。謂はく、之を割して合成し、又重して作るなり。此の一衣は、必ず割截して成ず。餘の二衣は、或は割し、或は割せず」と云へり。而るに此の僧伽梨に三位九品の別あり。稍其の製を異にす。薩婆多毘尼毘婆沙第四に「又僧伽梨衣は、下は九條中は十一條

上は十三條。中の僧伽梨は、下は十五條、中は十七條、上は十九條。上の僧伽梨は、下は二十一條、中は二十三條、上は二十五條なり。下の僧伽梨は、二長一短、中の僧伽梨は、三長一短、上の僧伽梨は、四長一短なり（中略）。正しき衣量は、三五肘、若し極上ならば、長六肘、廣三肘半、若し極下ならば、長四肘、廣二肘半とすべし。若し法の如くせば、に量三五肘とすべし」と云へる是れなり。根本説一切有部百一羯磨第十の説は、略應今と同じきも、其衣量に就きては、復た幾種の僧伽胝衣ありや、佛の言はく、三種あり、上と中と下となり。上は、豎三肘、横五肘、下は、豎二肘半、横四肘半、二の内なるを中と名づく」とあり。而して此等九條より廿五條に至る九種の僧伽梨衣を、之を九品の大衣と稱す。此の中

九條衣 尤も廣く世に行はれ、
十三條
二十五條

等亦問世に行はる。若し本稱に従へば、應に僧伽梨衣と稱すべきこと勿論なるも、普通は、大衣又は九條衣、廿五條衣等と呼べり。

鬱多羅僧衣 梵名鬱多羅僧 *Uttarasanga*. 又嚙怛羅僧伽、優多羅僧伽、優多羅僧等に作る。上衣又は上著衣と譯し、又覆左肩衣、入衆衣、中價衣、中衣等の稱あり。玄應音義第十五に「鬱多羅僧、或は郁多囉僧伽と云ひ、或は優多羅僧と云ひ、或は漚多羅僧に作る。亦猶ほ梵言の訛轉のみ。此に譯して上著衣と云ふなり。著は身と相合するを謂ふ。言は常に服する所の中に於て最も其の上に在るが故に以て名づく。或は覆左肩衣と云ふ」とあり。其の製二長一短にして條數七あり。依て普通に之を呼て

七條衣 と稱す。根本說一切有部百一羯磨第十に「大徳よ、嚙怛羅僧伽、胙衣に條數幾ありや。佛の言はく、但七條あり、壇隔兩長一短なり。大徳、七條に復た幾種ありや。佛の言はく、共に三品あり。謂はく上と中と下となり。上は三肘、下は各半肘を減ず。二の内を中と名づく」とあり。

安陀會衣 梵名安陀會 *Antarvāsa*. 又安怛婆娑、安陀羅跋薩等に作る。內衣、裏衣、中宿衣、又は中着衣とも譯す。玄應音義第十五に「安多會、或は安多衛に作り、或は安多婆娑に作り、或は安陀羅跋薩に作る。此に譯して中宿衣と云ふ。身に近く住する

を謂ふなり。或は裏衣と云ふなり」とあり。其の製は一長一短にして條數五あり。依て普通に之を呼て

五條衣と稱す。根本說一切有部百一羯磨第十に「大徳よ、安怛婆娑衣は條數幾ありや。佛の言はく、但五條あり、一長一短なり。大徳、此に幾種ありや。佛の言はく、三あり、上と中と下となり。上は三五肘、中と下は前に同じ中略。佛の言はく、安怛婆娑に、復た二種あり。何をか二と爲すや。一には堅二肘、横五肘、二口は堅は二、横は四なり。此を守持衣と謂ふ。最後の量は、是れ最下衣の量にして、限りて三輪を蓋ふ」と云ひ、三輪を蓋ふと云へるを註して「上は但臍を蓋ひ、下は雙膝を掩ふ」とあり。然るに近世に至り、此の五條衣を略して製せる諸種の小袈裟を用ふるものあるに至れり。所謂

大五條

小五條

疊五條折五條

大師五條

輪袈裟

鈴懸

種子袈裟

掛絡

威儀細

等の類是れなり。此等は元より佛制の袈裟に非ずと雖も、安陀會衣五條の代用として、現に諸宗の僧侶間に使用せらるる所なり。而して此等小五條の起原に就きては、今百一羯磨に所謂守持衣の最小なるものより轉化せるものなるべしとの説あれども、未だ詳かならず。

縵衣 條相なき袈裟に名づく。即ち三衣俱に割截して條相あらしむるを法とするも、安陀會等に於ては、衣財不足の爲め、又は其の衣の性質上割截せずして、大巾の布のまゝ縁釣紐等を附して用ゆるともあり。之を縵衣と稱す。

衲衣 又衲衣に作る。衲とは補縫の意にして、即ち被弊の衣を集めて、補縫して衣服と爲せるものに名づくるなり。元と是れ弊衣なるが故に、別に衣財衣色等を

甄別することなきなり。所謂有施主衣、無施主衣、往還衣、死人衣、糞掃衣等を、或は之を五衲衣とも稱せり。

衲袈裟 衲衣即ち衲袈裟なり。但し後世作らるる衲袈裟は、弊衣に非ずして妙好の衣財を以て製作せらるるが故に、名は衲衣と云ふも、其の實質は頗る相違すと知るべし。後世は複にして有紋の袈裟を總じて衲衣と稱せり。

遠山袈裟 是れ亦衲衣にの一種に擬托して製作せられしものなるべし。

糞掃衣 衲衣の一種、鼠嚙布、火燒布等の汚弊の布を以て縫合せたる三衣に名づく。十誦律第二十七に「糞掃衣に四種あり。何等を四種とする。一に塚間衣、二に出來衣、三に無主衣、四に土衣なり。何等か塚間衣なる。衣あり死人を裹みて塚間に棄つるを、是を塚間衣と爲す。何等か出來衣なる。死人を裹める衣を持ち來りて比丘に施す。之を出來衣と爲す。何等か無主衣なる。若しは聚落中、若しは空地にて、衣、他に屬せず。若しは男子、若しは女人、若しは黃門、若しは二根、是を無主衣と爲す。何等をか土衣とする。巷陌の中に、若しは塚間、若しは糞掃中にありて、棄弊の物あり。是を土衣と爲す」と云へり。

金欄衣 又金色衣、黃金毘衣、金縷袈裟とも云ふ、金縷を以て織成せる袈裟に名づく。中阿含經第十三に、爾時に尊者阿難、拂を執りて佛に侍す。是に於て世尊、廻顧して告げて曰はく、阿難よ、汝、金縷織成衣を取り來れ、我れ今彌勒比丘に與へんと欲す」と云ひ、又菩薩瓔珞經第一に、虚空の神天、又手して白して言はく、過去の諸佛、皆織成金縷の袈裟を著すること、亦今日諸天の獻ずる所の如しと。菩薩、即ち八萬四千萬の織成金縷の袈裟を受け、道神力を以て合して一の袈裟と爲し、體に著くとあり。蓋し此の金欄衣の事、往往諸經に記載ある所なれど、諸律の中には、壞色の三衣、糞掃衣等の外には、此の種妙好の袈裟を説くことなし。

平袈裟 其の衣全體が、同質同色の衣財を以て製せる七條の袈裟を云ふ、甲袈裟に對するが故に、即ち其の稱あり。

甲袈裟 七條袈裟に於て、袈裟の條葉を甲と稱し、其の甲の色の相違に従て、青甲七條、檀甲七條、黃甲七條、赤甲七條、紫甲七條等と名づけ、總じて之を甲袈裟と云ふ。是れ古制に非ず。蓋し中古以後のものなるべし。殊に我國に於ては、古來僧綱有職の僧の披着する所となりき。法中裝束之事に問ふ、紫甲は其の體如何。誰人が

着用する乎。答ふ、地は紫の綾にて文有り。ヘリは黒色の綾等、常の事なり。横皮又相替らず。是れ律師より法印に至る僧綱の着用なり。青甲は地青く、ヘリ又黒色等、紫甲の如し。横皮亦同色なり。是は一向凡僧、有職、非職、着用する者なり。又檀甲とて、已講の之を掛くる袈裟之れ有り。地をハジの色に染たるなり」と云へる如き、即ち是れなり。

如法衣 木蘭色の袈裟の名づく。其の製法並に染色俱に制法に合ふを以ての故に、即ち其の稱あり。

白袈裟 白色の袈裟、是れ亦律本制の袈裟に非ず。仁和寺守覺親王始めて之を使用せらると傳へ、我が國近世密家の門主院家等之れを披着せり。

素袈裟 單にして而も無文なる袈裟に名づく。是れ亦我が國に於ける官僧披着的の七條に就きて、其の複にして而も紋綃をもて作られたる袈裟を納衣と名づくるに對して、即ち其の稱あり。

毘陀毘子袈裟 毘陀 *Gandha* は樹名、香と譯す。其の樹皮を以て衣を染むるたるを之を乾陀色と云ふ。所謂香染と稱せらるるもの是れなり。毘陀は紗縠の事

なるべければ是れ即ち香染の紗縠の袈裟の謂なるべし。御請來目錄に「健陀穀子袈裟一領」の目あり。是れ弘法大師が惠果阿闍梨より相承して之を請來せるもの。東寺所傳の什寶として頗る人口に膾炙する所なり。

二三衣以外の衣服 印度は熱地なるが故に、三衣則ち常服なり。然るに支那並に我國に於ては、氣温低きが故に、且つ又居常の風俗を異にするが故に、三衣の外別に尋常の衣服あり。從て袈裟は純法服として尋常衣服の上に披著せらる。又其の間に於て、種種變態の衣服の制を生ずるに至れり。而して其の間、頗る至難なる攷證を要する問題多けれど、今左に大體の名目を列記すべし。

五衣 又尼の五衣と云ふ。是れ前記の三衣の他に、厥蘇洛迦僧脚崎の二衣を加へたるもの、又

十三資具衣 とは、三衣の他に、尼師但娜、泥伐散那、副泥伐散那、僧脚欵迦、副僧脚欵迦、迦耶褒折娜、木佉褒折娜、雞舍鉢喇底揭喇呵、建豆鉢底車憚娜、鞞利社鉢利色加羅の十衣を加ふ。但し是れには手巾等の類までも網羅せり。今是等の諸衣の中に就きて

坐具 梵名尼師但娜 *Nisidhana*。又尼師檀等に作る。又敷具とも譯す。坐臥の時地上、牀上、臥具の上に展ぶる敷布を云ふ。十誦律第十八に「爾時に諸の比丘精臥具を汗す。早く起きて浣ひ、精舍の門の間に曬す(中略)。今より諸比丘に尼師檀を著ふることを聽す。僧の臥具を護るが故なり。應に尼師檀を敷かずして、僧臥具の上に坐臥すべからず(中略)。若し比丘尼師檀を作らば、當に應に量り作るべし。量りは長さは佛の二探手、廣さは一探手半とすべし。是を過ぎて作らば波逸提なり」と云ひ、中阿含經第二十に「爾時に世尊夜を過ぎ平亘に衣を着し鉢を持し、阿恕那に入りて而も行て乞食し、食し已りて、中後に衣鉢を收舉し、手足を洗滌し、尼師檀を以て肩上に著き、往て一林に詣り、彼の林中に入り、一樹下に至りて、尼師檀を敷いて、結跏趺坐す」と云ひ、大般若經第四百に「爾時に世尊、師子座の上に於て、自から尼師檀を敷き、結跏趺坐す」と云へる是れなり。

裙 梵名泥伐散那 *Nivāna*。又泥縛些那、涅繫僧、泥洹僧、尼衛等に作る。裏衣、下裙又は內衣とも譯す。是れ身に覗して下半身に披著する衣なり。其の披著の法に就きては、南海寄歸傳第二著衣法式の下に具に之を述べて云はく「其の裙を著する

の法式、聊か大況を述べんに、即ち有部の裙の製の如きは、横五肘、縦兩肘、純絹及び布有るに隨て之を作る。西國には並に悉く單に爲すも、神州には情に任せて複に作り、横、縦意に隨ふ。身に繞らすと既に訖りて、擡げて臍を過ぎしめ、右手にて其の左邊の上方を牽き、内に在りて牽きて腰の右邊に向はしめ、左邊の裾は、外邊を取りて左畔を掩ふ、右手の邊に近きを右裾と爲し、左手の邊に近きを左裾と爲す。兩手にて二畔を舉げて正平ならしめ、中間は直にして即ち三襠を成す。後は、兩手を以て各盛めて腰に至らしめ、俱に三疊を將つて、後に向て之を掩ふ。兩角は、各三指を擡げて、俱に挿んで背に向て下らしめ、腰間に入ると三指許なるべし。斯れ則ち縦ひ未だ條を繫がざるも、亦乃ち身に著けて落ちず。後ち腰條の長五肘許なるものを以て、正中を鉤取し、舉げて臍下に向はしめ、裙上の縁を抹して後に向て雙べて排して、交度に前に抽き、傍ら左右に牽き、各一手を以て、牢く兩邊を壓し、彼兩條を纏ふて、三度ならしむべし。長ならば割却し、少なれば即ち更に添ふ。條帶の頭は緝綵すべからず。斯を圓整著裙と謂ふ。薩婆多の部別を成す。鉢履曼荼羅著泥婆娑とは即ち其の眞なり。譯して圓整著裙と爲す。其の條の闊は指面の如く、則ち靴

條、襪帶の流にして、或は方、或は圓、雙に亦損なし。麻繩の流は、律文に許さず。凡そ小牀に踞坐し、及び之を拈する時は、裙上裾下の角を牽き、裙の縁を急抹して、膝下を壓すべし。但だ雙膝を掩ひ、脛を露はすも傷ふることなし。高は須らく上は臍輪を蓋ひ、下は踝上四指に至るべし。斯れ乃ち俗舎の儀なり。若し寺中にあらば、半跏なるも亦得たりと云ひ。又同衣食所須の下には、然るに四部の衆は、著裙を以て異を表す。一切有部は、則ち兩邊を外に向て雙へ襠む。大衆部は、則ち右踞を蹙みて左邊に在り、内に向て之を挿みて其をして墜ちしめず。西方婦女の裙を着くること大衆部と別なし。上座正量の製亦斯に同じ。但だ外に向つて直に翻すと、傍に挿むとを以て異と爲す。腰條の製も亦復た同じからず。尼は則ち部に准じて僧の如く全く別體なしと云へり。

副裙 梵名 Pratinivāsana. 又副泥婆娑散那、觀禪裙とも云ふ。

厥蘇羅迦 *Kṛasūlakā*. 又俱蘇羅迦、厥修羅等に作る。簀衣又は圖衣と譯す。尼五衣の一、即ち尼僧專用の下裙なり。南海寄歸傳第二に「尼に五衣あり、一に僧伽知、二に嗚咄羅僧伽、三に安坦婆娑、四に僧脚崎、五に裙なり。四衣の儀軌は大僧とならず。

唯裙のみ片に別なる處あり。梵に俱蘇洛迦と云ふ譯して箭衣と爲す。其の兩頭を縫ひ合せて形小箭の如くなるを以てなり。長さ四肘寛さ二肘あり。上は臍を蓋ふべく、下は踝上に至ること四指なり。著する時は内に入れて擡げて臍を過ぎしめ、各兩邊を蹙みて、雙べ排して脊を摩す。繫條の法は、量僧と同じと云へる即ち是れなり。

掩腋衣 梵名僧脚欵迦 Samkaksika. 又僧脚崎僧祇支等に作り、或は略して祇支と云ふ。又覆腋衣と譯す。腋を掩覆する爲に披着する衣なり、玄應音義第十七に「僧迦、正しくは僧脚差と云ふ。僧は此に掩覆と云ひ、脚差は茲に腋と云ふ。掩腋衣と名づく。律文に僧迦支に作り、或は祇支に作り、或は竭支に作るは皆訛なり」と云ひ、慧琳音義第四十一に「僧脚崎は唐に掩腋衣と云ふ(中略)。此の衣を以て右腋を掩ひ左肩の上に交絡し、然る後に三衣を披著す。四分の中には錯用して覆膊と爲す者誤り行ふこと之れ久し、改むべからざるなり」と云へる是れなり。然るに此の掩腋衣と四分律等に所謂覆肩衣との同異に就きて疑難あり。蓋し尼の五衣に就きて、十誦律等には、僧脚崎厥蘇洛迦を後の二衣となすも、若し摩訶僧祇律には、祇支、浴衣

とし、四分律には更に僧祇支と覆肩衣と爲せり。此中、雨浴衣とは、恐らく厥蘇洛迦に擬すべければ、十誦、五分、僧祇の三律の説は、大差なしと云ふとを得べしと雖も、四分律に僧祇支と覆肩衣と并べ説くもの、其の意甚だ詳かならず。若し南海寄歸傳第二の説に依らば、梵本を推檢するに、覆肩衣の名なし。即ち是れ僧脚崎衣にして、此は乃ち祇支の本號なり。既に裙を道はず、多くは是れ傳譯の參差なり」と云へり。

副掩腋衣 梵名 Pratisankaksika. 副僧脚欵迦衣、又汗衫とも云ふ。

拭身巾 梵名迦耶褒折娜 Kaya-Poṭhana. 身を拭ふに用ゆる手巾。

拭面巾 梵名木佉褒折娜 Mukha-Poṭhana. 面を拭ふに用ゆる手巾。

剃髮衣 梵名雞舍鉢喇底揭喇呵 Kesa-Pratigraha. 剃髮の時披着するもの。

遮瘡疥衣 梵名建豆鉢喇底車憚娜 Kāyādh-Praticchājanā. 又蓋瘡巾とも云ふ。瘡疥を蓋ふ爲に用ゆるもの。

藥資具衣 梵名鞞殺社鉢利色加羅 Bhesaja-Pariskāra. 又藥直衣とも云ふ。病時貿易して藥を得る爲に用ふる所と云ふ。

舍勒 Śīlaka. 又舍吒迦に作る、衣又は內衣と譯す、裙の小なるもの、蓋し犢鼻褌の類

なるべきが如し。

已上は主として印度西域に於ける衣服の制を述べたるが支那日本に至り風土の相違と俱に種種變態の衣服を生ずるに至れり。所謂偏衫直綴等の類是れなり。其の中

偏衫 とは、今律僧等の披着するコロモの上半身の如くにて而も背部の割け開きたるものに名づく。元と覆腋衣より起れるものと傳へらる。蓋し偏衫とは、偏は一偏、衫は布衫の義なり。即ち覆腋衣は、左肩の上より交絡して腋を覆ふて披着し、右肩を袒す。かくて一偏に倚るが故に即ち偏衫の稱あり。然るに支那に至つて、爲に其の右肩を袒するを忌み、更に之を覆はしめ、之を覆肩衣と稱せり。是に於て、偏衫左袖をなし、覆肩右袖をなせるを、後には兩袖繼ぎ合せ、二者相具せるものを、通じて之を偏衫と稱せり。此の偏衫に對する時は、裙は即ちコロモの下半身なりとす。百丈清規卷下之一に依るに古の僧衣は、律の制、只僧祇支のみあり、此に覆膊衣と云ふ。亦掩腋衣と名づく、此の長さは、左膊及び右腋を覆ふ、蓋し三衣に襯ぬるが故に、即ち天竺の儀なり。竺道祖の魏錄に云はく、魏の宮人僧の一肘を袒ぐを見て

以て善とせず。乃ち偏袒を作て、僧祇支の上に縫て相從ふ。因て偏衫と名づく。今背を開き、領を接する者は、是れ蓋し魏の遺制なり」と云へり。

直綴 俗にコロモと稱す。袈裟の下に着くる法服なり。是れ即ち偏衫と裙とを連綴して製作せるものにして、即ち百丈清規卷下之一に「直綴、相傳ふ、前輩、僧の偏衫ありて而も裙なく、裙ありて而も偏衫なきを見て、遂に二衣を合せて直綴となす」と云へる即ち是れなり。其の裁する所の相は、衣身二幅、左右の袖も亦各二幅にして、別に片幅を載して以て其の領と爲す。總して六幅半あり、之を上連ぬ。斯は乃ち偏衫なり。又十二幅を疊みて攝と爲し、之を十二裳として之を下に綴す。是れ即ち裙子なり。上下連綴して此の者を製するなり。是れ今現に用ひられつある法服なり。而して其の法事等の時に着するもの、或は之を

道具衣 と稱することあり。其の製は直綴と大同小異なりとす。而して此の法服に就きて、其の衣財に綿布、麻布、絹布等の異あり。又其の衣色に緋紫等の相違あるに従て

緋衣 緋色の法服

紫衣 紫色の法服

香衣 香染色の法服の意なるも、青色又は黄色等の法服、又總じて之を香衣と稱することあり。

木蘭衣

黒衣

等の別あり。此の中、緋衣、紫衣、香衣等は、孰れも皆僧綱有職の僧の披着する所なり。尙ほ直綴、即ちコロモの更に變化せるものに

半綴

燕尾

偏綴 俗に十徳と稱するもの、即ち其の類なり

等の類あり。而して此等は印度本制の衣より變轉せるものなるが、此の他別に本朝に於て、特に中古以後、天皇親王を始め奉り貴顯僧仲の御出家あり、僧官亦俗官に相當して顯要の位に在るを以て、從て朝儀所用の装束等が、俗法のまゝ、或は稍其の形を變じて僧服の一部として用ひらるるに至りしもの、尠なからず。其等のもの

は、其の衣色に於て、又其の製法に於て、佛制に合はざる所ありと雖も、引き續き現に今日まで用ゐ來られあるものも之れあるなり。所謂

袍服 成は法服と云ふ。

純色

袈代

素絹 或は空衣ウツエ又は等身衣とも云ふ。

襲

袈

單

表袴

中袴

下袴

大口袴

刺貫

等の類是れなり。而も此等の衣服は、法皇、法親王、門跡、院家僧正、僧都乃至凡僧等、被着の人の相異と俱に、衣財、衣色、衣紋等、自から差等あり。或は身分卑きもの等は、被着を聽されざるものも有之なり。此等の事、今一一茲に細説に違まあらず。

三日常用具 僧衆の日常用具として尤も主なるものは、所謂六物、十八物等の類なり。

六物 とは、三衣鉢、漉水囊、尼師檀なり。十誦律第二十八に「佛の言はく、現前の六物は、先づ看病人に與へよ、餘の輕物は、僧にも應に分つべし」(中略)看病人、先づ應に病者に問ふべし。何等の僧伽梨、何等の鬱多羅僧、何等の安陀會、何等の鉢、何等の漉水囊、何等の尼師檀を受けんや。是の如く問ひ已りて、資生の六物は、看病人に與へよ、餘の輕物は、僧にも應に分つべし」と云へる是れなり。若し四分律第四十一に依らば、八種物を擧ぐ、所謂三衣鉢、尼師檀、針筒、盛衣、貯器是れなり。

十八物 とは、是れ大乘比丘の平常に護持すべき物とせらる。梵網經に「若し佛子、常に應に二時に頭陀し、冬夏に坐禪し、結夏安居すべし。常に楊枝、澡豆、三衣、餅鉢、坐具、錫杖、香爐、漉水囊、手巾、刀子、火燧、鑷子、繩床、經、律、佛、像、菩薩形像を用て、而も菩薩頭

陀を行せん時、及び遊方の時、百里千里に行來せんに、此の十八種の物、常に其の身に從ふべし」と云へる是なり。而して此等六物、十八物等の中に於て、三衣、坐具、錫杖、瓶、手巾、香爐等に就きては、前節に既に一言する所ありたるが、其の他

鉢 とは、梵名鉢多羅 Patra の略。應器又は應量器と譯す。食を受くる器なり。

鐵又は土を以て薰じて之を作る。即ち

鐵鉢 とは鐵を以て作れるもの

瓦鉢 又土鉢、泥鉢とも云ふ。土を以て燒熏して作れるものに名づく。善見律毘婆沙第十五に依るに「新鉢は、幾たび薰せば受持に堪ゆべきや。答て曰はく、若し鐵鉢ならば、五たび薰せば用ゆるに堪へ、若し土鉢ならば、二たび薰せば用ゆるに堪ゆべし」とあり。又十誦律第三十九に「爾時に長者五百の金鉢を以て佛に奉る。佛亦受けたまはず。又銀鉢、琉璃鉢、頗梨鉢を以て佛に奉る。佛亦受けたまはず。佛の言はく、我れ先に二種の鉢を聽す、鐵鉢と瓦鉢となり。八種の鉢は、畜ふ可からず」とあるに依れば、鐵鉢、瓦鉢を除ける餘の諸種の鉢は、孰れも佛の禁制したまへるものと知るべし。但し

石鉢 一種は佛成道の際四大天王之を奉獻せりとの傳説諸經律の中に往往其の記載あり。

木鉢 は又本と外道の所用なると汚穢し易きとの故を以て堅く之を制せられたり。

楊枝 又齒木と云ふ。俗に云ふ總楊枝に當る。即ち日常口を洗ふ爲に用ゆる楊枝なり。

澆水囊 梵名 *Parisāvaṇa*。水を澆す囊なり。柄を附して酌の如くするあり。又瓶口等を蓋ふて水を澆す法あり。又三竿を立て之に囊を懸けて水を澆すあり。之を繫三竿繫三股又は三角水澆 *Triśūlaka* など云へり。

刀子 梵名 *Paṭṭāka*。即ち剃髮截爪裁衣等の爲に用ゐる小刀なり。或は護戒刀とも云へり。

火鏝 火鑽火器。俗に云ふ火打道具なり。

錘子 梵名 *Ajapadakaṇḍāḍa*。俗に云ふハサミなり。

深豆 深豆を盛る器に名づく。僧衆は右器中に小豆大豆等の類を蓄へ置き、穢

手を深ふ時に之を用ゆるなり。

繩床 本木のワクに條網を利用し、組み合せ又は組み離して隨處に携帯し使用し得る様に作られたる床に名づく。増一阿含經第二十五に「五百の繩床を化作す」と云ひ、摩訶摩耶經卷下に「阿難、教を受けて繩床を施し已て、佛即ち就て臥し給ふ」と云ひ、十誦律第三十九に「二人共に一の繩床に坐す」と云へる是れなり。而るに此の繩床に數種あり。四分律第十二に依るに「繩床とは五種あり、旋脚繩床、直脚繩床、曲脚繩床、入陸繩床、無脚繩床なり。木牀も亦是の如し」とあり、大床、小床、臥床、坐床、高床、卑床等の類なり。摩訶僧祇律第十四に依るに「臥床坐床とは十四種あり。團脚臥床、團脚坐床、臥褥床、坐禪床、開藤臥床、開藤坐床、烏那陀臥床、烏那陀坐床、陀彌臥床、陀彌坐床なり」と云へり。

僧日常の用具として説明を要すべきもの、此の他尙ほ多數に是れ有るべきも、今一一之を細説するの餘裕なきを以て、こゝには之を略せり。

大正六年十一月十二日印刷
大正六年十一月十五日發行

(正價金一圓五十錢)



著者 小野 玄 妙

發行者 高 島 大 圓

東京市小石川區原町六番地

印刷者 佐 久 間 衡 治

東京市京橋區西紺屋町二十七番地

印刷所 株式會社 秀 英 舍

東京市京橋區西紺屋町二十七番地

發行所

東京市小石川區原町六番地
電話小石川一八八番
振替口座東京一五六八六番

丙午出版社

豐山大學長 權田雷斧僧正著

兩部 **曼茶羅通解**

定價 稅一圓五十錢

豐山大學長 權田雷斧僧正著

密教綱要

定價 稅一圓五十錢

豐山大學長 權田雷斧僧正著

言真 **密教法具便覽**

定價 稅二圓八十錢

高楠博士 木村學士共著

印度哲學宗教史

定價 稅二圓

文學士 木村泰賢先生著

印度六派哲學

定價 稅二圓八十錢

文學士 常盤大定先生著

釋迦牟尼傳

定價 稅一圓

境野黃洋先生著

聖德太子傳

定價 稅一圓

醫學博士 岡島狂花先生著

現代の西洋繪畫

定價 稅一圓六十錢

東京振興會 石川區原町 丙午出版版社 東京振興會 石川區原町 丙午出版版社 東京振興會 石川區原町 丙午出版版社

324
548

終

